ISSN　0285-130X　旬刊　５、15、25日発行（１部200円(税別)）

廣島縣醫師會速報

2025年(令和７年) ５月25日号　第2624号

1　第44回 広島県臨床検査精度管理向上研修会
外部精度管理調査は大きな役割を担う

4　令和7年度 第1回 財務委員会
令和6年度決算報告案について協議

7　令和6年度 日本医師会医療情報システム協議会
災害かつ再生に役立つ医療DX-DX推進の現状・課題・展望

15　都道府県医師会かかりつけ医機能担当理事連絡協議会
地域における面としてのかかりつけ医機能の発揮に向けて

20　会員の栄誉　知事感謝状　社会福祉審議会委員功労（畑野　栄治）
22　理事会記事（5月7日）
24　会員へのお知らせ　オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加（周知）
　医療の質向上のための体制整備事業への協力（医療の質可視化プロジェクト）
　医療事故情報収集等事業事例報告システム稼働の御案内　他
35　医師国保の栞　「組合員資格の確認調査」の実施について
36　社保の栞　重要なお知らせ 令和7年度保険医療機関等（医科）指導実施計画　e-資料　通達文書（社保関係）掲載情報
41　広島県地域医療支援センターだより
42　介護保険の窓　e-資料　通達文書（介護保険関係）掲載情報
43　勤務医ニュース　頑張る医師が報われるための医師の偏在対策とは（広島市立北部医療センター安佐市民病院　加藤　雅也）
44　禁煙コーナー　身近な喫煙所事情（広島県医師会　副会長　岩崎　泰政）
45　広島あっちこっち №224　美容医療のトラブル急増中！（JA広島総合病院　形成外科　長谷川　美紗）
46　廣島醫学コーナー　（第78巻5号）
47　広島県医師協同組合情報　メディカル・サプライグッズ2025-2026年版を発刊しました！
48　募集コーナー
60　学術講演会・学会ガイド（5月25日～6月24日）
61　学術講演会
64　学会案内　第1回産業医研修会　広島県医師会ITフェア
　労災保険研修会　広島県医師会医療安全研修会　他
75　編集室　大竹市の紹介（ともに70周年）（津村　清）

会員の先生方は、e-広報室から
カラーで速報を閲覧できます。

広島県医師会ITフェア

シンポジウム～国が推進する「医療DX」の現状・課題・展望～

と　き　令和7年6月28日(土)　ところ　広島県医師会館　1階　ホール（広島市東区二葉の里3-2-3）

【主催】広島県医師会　【後援】日本医師会、日本医師会ORCA管理機構、広島県薬剤師会

▶機 器 展 示　午後1時～午後6時
電子処方箋システム、オンライン資格確認、日医標準レセプトORCA、電子カルテ、精算機システムなどの実機を展示いたします。

▶シンポジウム　午後3時～午後5時（日医生涯教育認定講座CC：9　1.5単位）
長　島　公　之（日本医師会　常任理事）
西　川　宜　宏（厚生労働省　医政局　大臣官房企画官）
藤　川　光　一（広島県医師会　常任理事）

詳しくは本誌P. 68をご覧ください。

お申込みはこちら▶

広島県医師会速報の代金（会員負担1回200円）は県医師会費に含まれています。（年間購読料　7,000円（税別））

第44回 広島県臨床検査精度管理向上研修会

－外部精度管理調査は大きな役割を担う－

と　き　令和7年3月16日(日)　午後2時30分
ところ　広島県医師会館　ホール　Web開催

広島県医師会　副 会 長　岩崎　泰政
広島県医師会　常任理事　橋本　成史

特別講演の様子　講師の檜井孝夫先生（左）と座長の茂久田翔先生（右）

本研修会は、令和6年11月に県内各施設の臨床検査の迅速で均質な精度の高い検査を維持することを目的に実施した。「第52回臨床検査精度管理調査（主催：広島県医師会、広島県臨床検査技師会)」の「結果の評価と解説」、さらに「成績優秀施設の表彰」を行うために開催した。特別講演では、広島大学病院　ゲノム医療センター・遺伝子診療科　教授　檜井孝夫先生より「広島県におけるがんゲノム医療の現況と課題」と題して講演が行われた。

なお、本研修会に先立ち、第27回検査部長・技師長連絡会議を開催し、「パニック値の運用について」と題して4施設（マツダ病院、吉島病院、広島赤十字・原爆病院、広島市立広島市民病院）の臨床検査技師より自施設の報告体制について発表が行われた。

参加者数は298名であった。

開会挨拶（要旨）

広島県医師会会長　松村　誠
（代読：広島県医師会副会長　岩崎　泰政）

広島県臨床検査精度管理調査は、迅速かつ均質な精度の高い検査を維持することを目的に、広島県医師会が昭和48年に第1回調査を実施して以来、今年度で52回を数えるまでになった。これもひとえに、毎年熱心に参加いただいている参加施設の皆さま方の協力と尽力の賜物であり、心より感謝申し上げる。

県民の生命と健康を脅かすさまざまな危機を防ぐべく、十全たる準備を進めていくには、政・官・学・民一体となった「オール広島」の力が必要不可欠であり、改めて皆さまのご協力ご支援のほどよろしくお願い申し上げる。

成績優秀施設への表彰および功労者表彰

令和6年11月に実施した本調査の成績について、成績上位11施設の表彰を行い、成績最優秀施設（9施設）は満点（550点）であった。

成績最優秀施設

・広島市立広島市民病院
・JR広島病院
・マツダ病院
・中国労災病院
・福山市民病院
・福山医療センター
・中国中央病院
・尾道市立市民病院
・広島市立北部医療センター安佐市民病院

成績優秀施設

・厚生連尾道総合病院
・呉医療センター・中国がんセンター

また、日本臨床衛生検査技師会臨床検査標準化事業基幹4施設へは、本調査の目標値の設定における協力に対して感謝状を授与した。

日臨技臨床検査標準化事業基幹施設により表彰対象から除外

・広島大学病院
・県立広島病院
・広島赤十字・原爆病院
・厚生連広島総合病院

第52回臨床検査精度管理調査結果の総評

臨床検査精度管理推進委員会委員
福山市民病院　診療部　臨床検査科長
眞鍋　明広

平成30年12月に施行された医療法等の一部を改正する法律により標準作業書の作成が義務化され、標準作業書に沿った検査を行うことにより全般的に良好な結果が得られた。なお、内規と異なる運用になっていないか、今一度確認をお願いしたい。入力ミスについては、入力完了後は「未入力チェック」機能などを活用していただきたい。また、今後はシステムで防げないか検討を行っていきたい。化学物質の規制は従来の「物質ごとの個別規制」からリスクアセスメントを中心とした「自律的な管理」を基軸とした規制に移行している。つまり、化学物質の自主管理（リスクマネジメント）が求められ、積極的なリスクアセスメントの実施が求められている。微生物検査フォトサーベイでは、海外から帰国後に発症した侵襲性髄膜炎菌感染症についての出題があった。日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン　第4版」において、『検査室や研究室で髄膜炎菌を扱う可能性がある臨床検査技師や微生物研究者、患者との濃厚接触が予想される医療関係者（略）は髄膜炎菌ワクチンを接種することが推奨される。』とRecommendationに記載されており、接種について検討することが望ましい。遺伝子検査については、結核菌群の試料（不活化BCG）で複数の陽性不一致が認められている。試料の作成などについては今後の検討課題とさせていただく。

特別講演

広島県におけるがんゲノム医療の現況と課題

広島大学病院　ゲノム医療センター・
遺伝子診療科　教授　檜井　孝夫

ゲノムとは生命の設計図、全遺伝情報（配列）のことをいう。ゲノムの中に含まれるヒトの遺伝子は約2万種類あり、現段階では約300～700種類ががんに関連している。このゲノムの変化により異常蛋白質が発生しがんの原因となる。ゲノム情報をもとに個別化した治療を考えていくことが「がんゲノム医療」である。

令和元年6月1日から日本でもがんゲノム医療が保険適用になった。国立がん研究センターの

がんゲノム情報管理センター（C-CAT）にデータを集積してオールジャパン体制でがんに挑むことがコンセプトである。

検査の保険適用の条件は大きく3つある。1つ目は標準治療がない固形がん患者（希少がん、小児がん、原発不明癌）、または局所進行もしくは転移が認められ標準治療が終了となった（終了が見込まれる）固形がん患者、あるいは全身状態および臓器機能などから検査後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した患者である。令和7年3月1日からは造血器腫瘍に対するCGP検査も保険適用となった。

2つ目は、がんゲノム医療が受けられる医療機関である。令和7年3月現在、全国にがんゲノム医療中核拠点病院（13施設）、拠点病院（32施設）、連携病院（234施設）の279施設で検査が受けられる。中国四国ではがんゲノム医療中核拠点病院は岡山大学病院、医療拠点病院は広島大学病院、県立広島病院、四国がんセンターである。広島大学病院は県内7施設と県外の1施設の連携病院と対応している。

3つ目は、解析で得られたゲノム解析データおよび臨床情報などを患者の同意に基づき、C-CATに提出することである。その情報から患者一人一人の解析結果が戻ってくる。また蓄積したデータ（約10万例）の情報に関しては、がんの研究者や製薬会社の研究者、大学の研究者が利活用できることで保険適用になっている。

実際にこの検査でどれくらいの人が治療に到達するかが大きな課題となるが、広島大学病院では例年10～15%が治療に到達している。その6割が保険診療の治療で、検査を受けた施設で治療が受けられる。残り3割は臨床試験（治験）で他施設や東京の実施施設まで行っている。治験のため治療費は無料だが交通費はかかる。その他、患者申出療養制度を使って適応外使用として岡山大学病院や九州大学病院で治療されるが50万円程度の参加登録料が必要となる。

広島大学病院の令和3～4年のデータでは12.1%がエキスパートパネルで提示された治療に到達しているがまだまだ十分とは言えない。これを他施設と比較すると広島大学病院のみで12.1%、連携病院を含めると8.7%と少し下がるが全国データは7%で連携病院を含めても十分全国平均を上回っている。多くの臨床試験は関西や関東のがんセンターで実施されるため、地理的なハンディキャップはあるがなるべく多くの方に治療に到達していただきたい。

担当常任理事コメント

このたび、第44回広島県臨床検査精度管理向上研修会に多くの方にご参加いただき、盛会のうちに終了することができたことを深く感謝申し上げる。

本研修会では、県内各施設による日頃の精度管理の成果を確認するとともに、成績優秀施設への表彰、さらには臨床現場の運用に即した「パニック値の運用」に関する事例報告、そして先端医療である「がんゲノム医療」に関する貴重な講演が行われた。広島大学病院ゲノム医療センター・遺伝子診療科　檜井孝夫教授による講演は、ゲノム情報に基づく個別化医療の最前線と、それを支える検査体制の重要性を改めて認識する機会となった。

臨床検査は、診療の質を根幹から支える不可欠な分野であり、その精度と信頼性の維持・向上は、地域医療の発展にとって極めて重要である。今回、全体として良好な結果が得られたと評価されたことは、県内施設における不断の努力の賜物と感じている。一方で、入力ミスや運用上の課題については、今後の検討と改善が求められており、引き続き実務者の皆さまの知見とご協力をお願い申し上げる。

今後も、「オール広島」の連携のもと、医師・検査技師・行政・研究機関が一丸となって、県民の健康と安全を守る医療体制の構築に努めてまいる。本研修会が、皆さまの明日からの業務にとって実りある一助となれば幸いである。

（橋本　成史）

令和7年度 第1回 財務委員会

－令和6年度決算報告案について協議－

と　き　令和7年5月9日㈮　午後7時30分
ところ　広島県医師会館　201会議室　Web開催

広島県医師会財務委員会　委員長　佐藤　修治

財務委員会は、定款第59条第1項の規定に基づく県医師会唯一の代議員会設置の委員会である。⑴各年度事業計画および収支予算に関すること、⑵各年度決算に関すること、⑶その他、代議員会および理事会の決議により付託された案件の検討が目的である。

このたび、6月8日㈰開催の第137回定時代議員会に上程される「令和6年度決算報告（案）」などを協議するべく、委員会を開催した。

当日は委員定数9名中9名（来館5名、Web4名）の出席を認め、委員会は成立した。

挨　拶（要旨）

広島県医師会会長　松村　誠

本日は、令和6年度事業報告案並びに決算報告案について審議いただく。広島県医師会としては、令和6年度は「オール広島」で会員支援、特に危機管理について取り組んできた。中でも一番の危機管理は経営である。昨今の物価高騰・人件費上昇により医療機関は非常に厳しい状況に置かれている。日本医師会や国政も含めて検討していくことが会員支援に繋がると考えている。

続いて、委員長である佐藤からも挨拶を申し上げ、議事に入った。

議　事

⑴　財務委員会の開催方式に関する内規の一部改正について

前回の委員会にて制定した内規について、顧問弁護士より委員長不在時のWeb会議出席の申出先について、財務委員会を設置している代議員会議長とした方が適当ではないか、との指摘があった。同内容を踏まえた一部改正案が承認された。

⑵　令和6年度事業報告（案）について

前回までの委員会で報告された内容と重複するものは割愛し、ポイントとなる事項について事務局より説明があった。

主な報告項目は、総務関係、地域医療・環境保健関係、保健医療従事者関係、広報関係、HMネット関係、国際交流関係、医事紛争委員会関係、高精度放射線治療センター関係などであった。

また、オブザーバーとして出席の松村会長は令和7年度の事業計画の中に「政・官・学・民のオール広島」と「政」を加えたことを強調し、会員が県民の命と健康を守るために安定した医業経営を行えるよう市区郡地区医師会含めて、引き続き支援を行いたいと説明された。

⑶　令和6年度決算報告（案）について

令和6年度決算報告案について、財務諸表および公益目的支出計画実施報告書のうち、前年度決算額から大きく変動のあったものを中心に説明があった。

会計ごとの増減要因などは以下の通りである。

【一般会計】

令和6年度は地代上昇に伴うテナント収入の増や会館会議室の貸出増加により会館管理料が

増加していたが、A会員の減少に伴う会費収入の減少や補助事業の変動などにより経常収益は前年度より約126万円減であった。

また、旅費交通費や諸謝金などは減額していたが、会員名簿や広島県医師会史第Ⅲ編の発行を行ったほか、IPPNW世界大会長崎大会への寄付や、会館照明のLED化などにより経常費用は約1,559万円増であった。

【ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）特別会計】

補助事業内容の変動により広島県補助金などが増加したため、経常収益は前年度と比べ約594万円増であった。また、開示病院の増加やリプレースに伴う支払助成金などの減少により経常費用は約2,230万円減少し、一般正味財産増減額は前年度より約2,824万円増であった。

【広島がん高精度放射線治療センター特別会計】

周辺医療機関のリニアック更新完了に伴い令和5年度下半期以降、治療患者数が減少しており、外来収益が大幅減であった。運営費の収支差額については、広島県との包括協定に基づき約2,039万円が支給され、経常収益は前年度より約8,046万円減であった。

質疑応答

Q1　広島がん高精度放射線治療センター（以下、HIPRAC）の治療患者数が減少しているが、周辺医療機関の経営状況も厳しい状態にある。今後の運営についてはどのような見通しがあるか。

A1　収支的には厳しい状況が続くと思われるが、令和7年度からはコロナ前に行っていた他院でのHIPRAC外来を再開するなど患者確保の対応を行う予定である。また、市内4基幹病院には7者（広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院、広島県、広島市、広島県医師会）で構成される運営協議会において引き続き患者の紹介をお願いしていきたい。新病院設立の関係で独立行政法人化され、県立病院と一体化される予定であるが、広島県医師会としては、これまでどおり7者共同事業のもとでHIPRACの運営を担うという基本方針は変えたくないと考えている。

Q2　日本医師会新会員情報システム（以下、MAMIS）の導入にあたり、地区医師会でも既存のシステムとの連携に追加で費用が発生している。日本医師会から更なる補助はないのか。また、稼働が十分でないため会員にも説明ができない状態となっている。

A2　MAMISの運用にあたっては、関係各所より意見をいただいているところであり、本県からも日本医師会理事を務める松村会長を通じて、また中国四国医師会連合の意見として日本医師会代議員会などで日本医師会に対して申し入れを行うこととしている。

Q3　初期研修医ウェルカムパーティーの開催などを通じて若手医師の加入率に変化はあったか。

A3　はっきりした数字は検証できていないため追って回答させていただく。卒後5年間は会費減免があるが、それ以降も引き続き加入いただけるよう努力する。

Q4　令和7年4月施行のかかりつけ医機能報告制度と、既存の日医かかりつけ医機能研修制度との違いは何か。

A4　「かかりつけ医機能報告制度」は、すでに医療機関が定期報告を行っている「医療機能情報提供制度」に追加されるものである。同制度では、1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）と2号機能（時間外診療・入退院時の支援・在宅医療の提供などの機能の有無など）の報告が求められる。1号機能の報告に必要な単位を取得するための座学研修に既存の日医かかりつけ医機能研修制度が含まれる見込みである。また、座学のほかに実地研修が必要になるが、産業医や学校医など「地域に根差した医師の活動」をされている場合には十分に必要な単位が満たせる制度設計となっている。

Q5　HMネットで導入されたAIによる胸部X線画像診断支援システムの導入費やランニングコストはどのくらいか。

A5　導入費は約1,000万円、年間のランニングコストは約80万円である。

Q6　電子カルテ情報共有サービスなどが開始されているが、HMネットの今後2～3年間の展望を教えてほしい。また、代議員会においてHMネットの現状などを報告してはどうか。

A6　全国医療情報プラットフォームの仕組みの一つである電子カルテ情報共有サービスは現在10地区で試験運用されており、一部

機能がHMネットと重複する点もあるが、画像共有システムやAIによる胸部X線画像診断支援システムなど国の機能にはないものもある。日本医師会からも国のプラットフォームと各地域での医療連携システムは併存すべきとの見解を得ているため、今後も全国医療情報プラットフォームの動向を見つつ、HMネットでできることを継続していきながら、今後のあり方を検討したい。

また、代議員会での報告についても対応していきたい。

審議の結果、本件については異議なく承認され、提出した議題は5月13日㈫の第2回理事会での協議を経て、6月8日㈰の第137回定時代議員会に上程されることとなった。

⑷　資産運用について

前回意見交換を行った資産運用について、執行部より具体的な提案が示されたため、改めて協議した。

執行部からの提案は以下の通り。

①現在、トランプ関税などにより日本経済の先行きが不透明であるため、より安全性の高い定期預金を行うこと。

②原資には特定資産のうち、すぐに引き出す可能性が低く、近年預金の動きがないものの一部を使用することを候補とすること。

③取引銀行・預け期間は、広島県医師会が預金を置いている銀行のいずれかに、まずは更新を前提とした1年間を想定していること。

最終的に本委員会として、更新を前提とした1年間の定期預金を行うにあたり、最大金額と預け先銀行の候補案を示した。

本件については、今後各行と交渉を行い、最終的には規程に基づき理事会にて協議される。

委員長コメント

広島県医師会唯一の代議員会設置委員会である財務委員会では、これまで主に各年度事業計画および収支予算に関すること、各年度決算に関することについて審議を行ってきた。経済情勢が変わり、前回の委員会から資産運用に関することも審議しており、本委員会が執行部の医師会運営を注視する役割がますます重要となっていることを実感している。

引き続き代議員会の審議を補完する役割として設置された本委員会として任を全うしたいので、会員の先生方のご支援・ご協力をお願い申し上げる。

（佐藤　修治）

財務委員会は、定款第59条第1項の規定に基づく県医師会唯一の代議員会設置の委員会である。⑴各年度事業計画および収支予算に関すること、⑵各年度決算に関すること、⑶その他、代議員会および理事会の決議により付託された案件の検討が目的で設置されている。委員は、県内8ブロック9名により構成されている。

委員名簿（任期：令和6年6月9日～令和8年6月13日）　※順不同

	水野　正晴（第1ブロック　安芸地区）		城原　直樹（第6ブロック　竹原地区）
	藤岡　正浩（第2ブロック　福山市）	◎	佐藤　修治（第7ブロック　広島市）
	能宗　紀雄（第3ブロック　尾道市）		國弘　真己（第7ブロック　広島市）
	林　　充（第4ブロック　庄原市）		中野　由紀子（第8ブロック　広島大学）
○	大本　　崇（第5ブロック　安　佐）		

◎･･･委員長、○･･･副委員長

令和6年度 日本医師会医療情報システム協議会

－災害かつ再生に役立つ医療DX-DX推進の現状・課題・展望－

と　き　令和7年3月8日(土)　午後2時～午後5時25分
3月9日(日)　午前9時～午後4時10分
ところ　日本医師会館　大講堂　Web開催

広島県医師会　副 会 長　岩崎　泰政
広島県医師会　常任理事　藤川　光一
広島県医師会　常任理事　西野　繁樹

開会挨拶をする松本吉郎日本医師会会長

令和6年度日本医師会医療情報システム協議会が令和7年3月8日(土)、9日(日)の2日間開催された。今年度のメインテーマは「災害かつ再生に役立つ医療DX-DX推進の現状・課題・展望」とし、2日間で事務局セッションを含む4つのセッション、21の講演・総合討論などが行われた。現地では、医科側と薬局側での電子処方箋の連携実演のほか、標準型電子カルテα版やWebORCAの実機による展示があった。2日間で延べ915名（来館325名、Web590名）が参加した。

※日本医師会　会員限定メンバーズルーム内に、令和6年度医療情報システム協議会の映像や講演資料が公開されておりますので、ぜひご覧ください。
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/sys/2024/index.html

【1日目：令和7年3月8日(土)】

開会挨拶（要旨）

日本医師会会長　松本　吉郎

この100年で目に見えて進んでいる気象災害の激甚化・頻発化は、地球温暖化の進行に伴って、今後も続くことが見込まれている。昨年1月に発災した能登半島地震におけるJMAT活動では、全国の先生方や関係スタッフの皆さまに絶大なるご協力を賜った。この場を借りて改めて深く御礼申し上げる。

近い将来に発生が想定される首都直下地震や南海トラフ地震に限らず、激甚災害はいつどこで起こっても不思議ではない。発災時に、先生方に地域医療を継続いただくために、大きな力を発揮することが期待されているのが医療DXである。日本医師会は、医療分野のDXの目的は、業務の効率化や適切な情報連携などを進めることで、より安全で質の高い医療を提供するとともに、医療現場の負担を減らすことだと考えている。そして、適切な情報連携が最も必要となるのが災害時であることから、現場の意見をしっかり反映して、そうした有事の際にも、医療の継続に資する医療DXとなるよう、政府や厚生労働省には強く求めている。

能登半島地震の際には、被災地の病院や高齢者施設などの機能が大きく損なわれたが、オンライン資格確認の災害時モードにより、避難中で保険証やマイナンバーカードをお持ちでない患者についても、保険資格情報の確認や薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧が可能となった。お薬手帳を置いてきてしまった場合でも、簡単に内服薬を確認でき、非常に役に立ったと聞いている。

地域医療の担い手である私たち医師が、今後襲い来る災害に備えるためにも、令和6年に発生した能登半島地震での体験や報告を共有しておくことは大変有益なことだと考える。このような経緯もあり、本年度の協議会のメインテーマは「災害かつ再生に役立つ医療DX-DX推進の現状・課題・展望」とし、石川県医師会との共同開催とした。本日のセッションでは、石川県で災害時の地域医療体制の堅持にご尽力いただいた先生方や厚生労働省の皆さまにご講演をいただく。

2日目は、各地域独自の取り組みをご報告いただく「地域医療情報連携ネットワークセッション」と「医療DX推進の現状・課題・展望」に関するセッションを用意している。日本医師会の考える国民と医療現場の役に立つ医療DXと関連する取り組みについて説明するとともに、国が進めている医療DXの現状をご報告いただき、課題・問題点をディスカッションする。なお、今期の医療IT委員会には、「医療DXを現場で活用するための医師会の役割」という諮問について鋭意検討いただいている。医療DXに全国の医師会がどう関わっていくべきか、本協議会の参加者の皆さまと一緒に考えを深めていくためにも、是非、最後までご参加いただきたい。

開会挨拶（要旨）

石川県医師会会長　安田　健二

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、日本医師会および事務局、また都道府県医師会の先生方、JMATで石川県を支援していただいた方々に感謝申し上げる。また、厚生労働省からも田中彰子参事官をはじめたくさんの方々にご支援いただき、石川県庁で支えていただいたことをこの場を借りて御礼申し上げる。石川県は今年を復興元年とし、復旧はまだ進んでないが青写真を示して皆様のさらなるご支援を期待しているところである。

コロナ禍では大きな自然災害はなかったが、その間にZoomをはじめさまざまな情報共有システムが身近になってきた。その中での自然災害であったため、Zoomを用いて被災地と石川県庁、日本医師会の間でスムーズな会議ができた。また、情報共有ツールはそれまでLINEだけだったのが、Teamsなどを使うことで非常に便利になった。しかし、深掘りすると横の連携、情報共有が上手くいかなかったという課題もあった。そういう課題も含め、次の自然災害に少しでも役に立てればと思う。

オンライン資格確認のアクティブ化については、次の自然災害は都道府県をまたぐような広域避難が予想されることから、厚生労働省にはぜひとも、全国の国民の医療情報にアクセスできるようなシステムを作っていただきたい。

また、全国医療情報プラットフォームと、地域医療情報連携ネットワーク（地連）のすみ分けがしっかりしておらず、27の自治体が地連への援助を打ち切っており、ここは一度立ち止まって皆さんと考えていきたい。

日本の医療DXがなぜ進まないのかというと、2000年以降に国民医療制度が発達した国々は、それに合わせてシステムや制度が作られている

が、日本は1961年に国民皆保険制度ができて64年経ち、それぞれにステークホルダーが存在し、なかなか進んでいない現状がある。1人も取り残さない医療DXを進めたいという日本医師会の発言に従いまい進したい。

Ⅰ．災害かつ再生に役立つ医療DX

座長：佐原博之常任理事、長尾信委員

①災害・救急現場における医療DXの推進

厚生労働省医政局参事官
（特定医薬品開発支援・医療情報担当）
田中　彰子

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、令和元年に打ち出したデータヘルス改革は進まなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により医療DXが進んだ。

令和4年に「骨太の方針」で初めて「医療DX」の文字が登場して、行政と関係業界が一丸となって進めることとなり、令和5年6月に医療DX推進本部が立ち上がった。

この中で全国医療情報プラットフォーム、オンライン資格確認システム、電子処方箋システムなどが動いており、今後、電子カルテ情報共有サービスおよび標準型電子カルテシステム、診療報酬改定DXなどの取り組みが進められる。

電子カルテ情報共有サービスでは、3文書6情報が共有されるほか、救急時医療情報閲覧機能の導入を推進する。

②新しいEMIS構築と災害医療DX

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害等救急時医療・周産期医療等対策室室長
近藤　祐史

わが国における災害医療は、医療計画の5疾病6事業の1つとして進められており、救急医療と並んで災害時医療が位置付けられている。災害時医療体制を医療計画に基づいて構築するために、都道府県が地域の実情を把握して進める必要がある。

厚生労働省防災業務計画の1つに災害時情報網（広域災害・救急医療情報システム（EMIS））の整備がある。令和4年度より新EMISの整備を進め、汎用クラウドサービスを利用してシステムの安定性を向上させる。また、ローコーディングツールを用いて、柔軟な機能追加が可能なシステムとする。旧EMISは、操作性が悪く直感的に入力するデザイン性に欠けていたことから、新EMISではストレスなく使えるデザインでの構築を進めている。

4月からの本稼働に向けて準備を進めており、都道府県ごとに利用者研修を実施し、EMISの新機能について理解を深めていただきたい。

③被災時における「かかりつけ医」のICT活用
ー令和6年能登半島地震を経験してー

日本医師会常任理事・
さはらファミリークリニック　佐原　博之

令和6年の能登半島地震では、郡市医師会、県医師会、日本医師会、それぞれの役員の立場で深く関わることができ、縦の連携と横の連携の重要性を実感した。

オンライン資格確認における災害時モードは、発災から1ヵ月くらいでの利用が多かった。居住地以外に避難した方は、避難先の医療機関を受診するが、高齢者は多剤を服薬していることが多く、災害時モードにより、薬剤情報、お薬手帳情報などが閲覧できたことは非常に有用だった。

しかし、レセプトベースのため1ヵ月、2ヵ月前の情報であることや、保険者によって、用法が分からない場合があった。いずれも電子処方箋が普及すれば改善すると思われる。

今後は平時からオンライン診療システムを活用し、災害時に迅速に対応できる体制を整える必要がある。

④復興と穴水総合病院の活動

公立穴水総合病院院長　島中　公志

令和6年1月1日、最大震度7（M7.6）の地震が起きた。人的被害は、令和7年2月25日時点で県内の死者527人のうち災害関連死は299人となっている。また、穴水町の住宅は全体の47%が全・半壊で、肉体的・精神的ショックによる関連死が77.9%にもおよび、その90%が70代～90代であった。

公立穴水総合病院による被災者支援として、避難所や仮設住宅入居者に対し、口腔ケア・嚥下リハによる誤嚥性肺炎の防止、高血圧ゼロプロジェクトやDVT予防による循環器系疾患の防止などを行った。

また、公立穴水総合病院と金沢医科大学病院にスターリンクのアンテナを設置し、災害支援のための医療情報交換システムを構築した。これにより固定電話や携帯電話が使えない環境下でも情報交換を行うことができた。

今後の課題は、仮設住宅に入居した高齢者への対応など、多くの災害医療支援は、東日本大震災や熊本地震の例では、発災後2年ほどで県の予算による支援が終了する。これにより、医療支援が十分に行えなくなり、災害関連死が増えると予想される。穴水町では令和7年1月15日現在で525世帯1,072名の方が仮設住宅での生活を余儀なくされており、このうち21名が引きこもりがちになっている。病院の負担も大きいが、何とか頑張って被災者を支えていきたい。

⑤令和6年能登半島地震におけるいしかわ診療情報共有ネットワークの運用

白山石川医療企業団副企業長　横山　邦彦

いしかわ診療情報共有ネットワークは、平成25年にID-LINKを用いて全県域を1つのネットワークでつなぐシステムとして構築した。31施設が導入し、724施設が情報を閲覧している。

ID-LINKのEMS（緊急時閲覧機能）は、閲覧したい施設の患者IDが分かっていれば、患者IDの後に「@ems」を付加することで患者情報を閲覧することが可能な機能で、災害時に非常に役に立った。

ただし、患者IDが分からない場合には、閲覧したい施設に電話やFAXで問い合わせる必要があった。これに対しては、ID-LINK患者の名前で検索をする「PDQ」という機能を導入した。ただし、この機能はセキュリティやプライバシーの問題があることから、災害の混乱の中ではあったがルールを作る必要があった。この機能を利用するためには、研修を受けていただいたうえで、病院長が利用ユーザーを推薦して権限を付与していた。

⑥実災害と危機管理ー急性期から慢性期まで被災者を守るための医療活動とシステムについて

日本医師会総合政策研究機構客員研究員
金沢医科大学救急医学講座特任教授
秋冨　慎司

能登半島地震発災当初、被災地の医療供給量は極端に減少する一方で需要量は一時的に増え、医療の供給と需要に大きなギャップが生じたため、被災地の医療機関や開業医を支える体制が必要不可欠であった。そこで東日本大震災で得た教訓をもとに、災害対応における指揮系統の明確化を進めた。本部、調整本部、調整支部という三層構造を採用し、指揮系統・役割を明確化することで混乱を防いだ。また、被災者のニーズを正確に把握し支援を効率化するためにあらゆるアプリケーションをMicrosoft Teamsに統合した。

高齢者の孤独や要介護者のケア不足が深刻化する中、ITツールを活用することで医療・介護・福祉の連携を強化し、支援の「抜け」を防ぐシステムを構築した。

地域医療は地域住民の生活基盤であり、これを維持することが地域全体の復興にとって重要である。今後の災害対応には、これまでの経験を標準化し今後発生すると言われている大規模災害への備えを強化する必要がある。

【2日目：令和7年3月9日(日)】

Ⅱ．医療DXと地域医療情報連携ネットワーク

座長：合地明委員、吉原秀一委員

①医療DXの全国医療情報プラットフォームと地域医療連携ネットワーク

日本医師会常任理事　長島　公之

全国医療情報プラットフォームと地域医療連携ネットワークの役割について、全国医療情報プラットフォームはオンライン資格確認を基盤とし、医療情報や介護情報を全国規模で共有することを目的としている。一方、地域医療連携ネットワークは、詳細な医療情報共有や介護連携を可能にする点で補完的な役割を果たしている。これら2つのネットワークが併用されることで、地域住民にとってより効率的な医療環境が提供される。特にそれぞれのシステムの長所と短所が異なるため、効率良く組み合わせることが重要である。

地域医療連携ネットワークでは、自治体などからの補助金が減少または打ち切りとなり、運用が困難となっている。一部の地域では運営停止となっている。また、人材不足が医療DXの進展を妨げる大きな課題となっている。

今後は地域医療連携ネットワークと全国医療情報プラットフォームの違いを明確化し、効果的に併用することで、医療現場の負担を軽減し、住民へのサービス向上を図る必要がある。効果的な運用により、地域社会全体の医療の質が向上すると考える。現状の課題を乗り越えるためには、国や自治体、ベンダーとの連携が不可欠であり、人材育成や財政支援の充実が求められる。

②全国医療情報プラットフォーム時代の地域EHR終い方 ～その後に残される課題を中心に～

旧埼玉利根医療圏地域医療連携推進協議会
（とねっと協議会）事務局
南越谷内科クリニック院長・理事長
中野　智紀

埼玉県北東部、人口66万人の地域において、医師不足と急速な高齢化が課題のなか、地域医療IT化による効率化を目指して「とねっと」事業を開始した。

とねっとは、7市2町の行政や医師会が連携して協議会を設立し、救急車を含む医療機関にとねっとを導入するなど地域医療の情報共有を進めた。約3万5千人の住民、157の医療機関が参加し、医療や災害対応にも活用した。PHRとEHR（電子健康記録）を連携させた全国初の取り組みとして運用を行った。

とねっとシステムはコロナ禍による財政難を理由とした複数市町の脱会により、令和6年をもってサービスを終了し、運営協議会は令和6年度に解散することとなった。サービス終了に際して、とねっとが保管している個人情報の帰属や取り扱いに関する問題が発生した。

当初はサービス終了とともに個人情報は消去して問題ないという認識だったが、法的にも道義的にもEHRの個人情報は利用者の求めに応じて開示する必要があるという結論に至った。

とねっとは「とねっと健康記録（PHR）」機能を担っていたシステムベンダーの基盤を利用して、有償サービスとして引き継ぐこととなった。しかし、国のシステムが未だ具現化されていない中で、とねっとが支えていた地域医療連携における課題は空白となり残されたままである。

③秋田・山形地域医療情報ネットワーク広域連合 ～県を越えての連携「秋田・山形つばさネット」～

秋田県医師会副会長　吉原　秀一

過去、秋田県は医学部が設置されておらず、新潟大学、東北大学、弘前大学、岩手医科大学から医師を招き地域医療を支えていた。県内の医療格差が大きく、特に北部では医師が不足していた。高齢化が著しく医療の質やアクセスが課題で、県境を越えた医療連携の必要性が高かった。

このため、秋田県では古くから情報ネットワークの構築が行われており、平成17年からCT画像読影システムを通じた医療情報共有が始まり、診断や治療計画の遠隔支援が進められていた。また、放射線治療や病理診断、手術適応の判断においても連携が行われ、情報共有に基づいた診療が行われてきた。

令和2年4月から秋田県と山形県は地域医療ネットワークを接続し、「秋田・山形つばさネット」を運用開始した。ネットワークは現在も稼働しており、年間登録患者数は少ないものの、緊急時や高度医療において有効性が確認されている。一方で秋田県の利用施設数が少なく、カルテ情報の共有が遅れたため、普及のペースに課題があった。

今後は、ネットワーク技術を応用し、遠隔手術、遠隔診療、遠隔ICU運営が実証研究の段階に入りつつある。特に遠隔手術ではタイムラグがほぼ無くなり、緊急手術や医療資源の不足を補う手段として期待されている。

④都市部におけるICTを活用した地域医療介護連携ネットワーク「サルビアねっと」

横浜市医師会理事　三角　隆彦

「サルビアねっと」は、横浜市鶴見区を中心に地域医療・介護の情報連携を図るために平成31年3月に開始された。このネットワークの主な目的は、医療機関、クリニック、薬局、介護施設などが保有する情報をクラウド上で統合し、医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）が閲覧可能にすることで、患者支援の質を向上させるものである。

令和5年3月時点の参加住民数は15,000人で全国平均を上回っている。令和7年1月現在では17,500人になった。施設の参加割合は病院が45%、クリニックが13%でこれも全国平均を上回っている。

また、サルビアねっとを利用することで、重複処方が32%減少し、多剤処方が22%減少した。これにより、年間医療費削減効果は約2億5,000万円となった。

神奈川県では、サルビアねっと以外の圏域への拡大や横須賀・三浦エリアの「さくらネット」のような類似システムの導入を進めている。さらに、県全体の情報利用を目指して、包括的なネットワークの構築計画が進行している。

サルビアねっとは、地域医療・介護の効率性を大幅に向上させる革新的な取り組みであり、費用削減効果や利便性が評価されている。この

ようなネットワークの普及が全国的にも進むことで、さらなる医療サービスの改善が期待される。

⑤DX目線で考える地域医療情報連携ネットワークの方向性

豊橋市医師会DX担当理事　菰田　拓之

これまで、豊橋技術科学大学との協働事業として、AIを活用した冠動脈CT画像解析や、音声認識および自然言語処理の導入、さらにIoTデバイスの開発を行った。

医療業界は他業界に比べてデータ管理や活用が遅れている現状がある。医療DXにおける最大の課題として、「マーケットの形成不足」と「横断的連携の必要性」があり、特に地域医療の分野では、行政、大学、医師会が連携してスマートシティ構想や地域全体のデータ利活用を目指すべきである。

日本はデジタル敗戦国である。デジタルの恩恵を受けたければ、個人の意識変容と行動が重要で、医療従事者を含む個人がDXに対して能動的に関わる必要がある。まず何でも良いのでデジタルに触れてみることから始めてほしい。

⑥地域連携事業を背景に開発された「デジタル健康手帳」の可能性 ～熊本県荒尾市～

荒尾市医師会副会長　中村　光成

熊本県荒尾市は県北部に位置し、自然豊かな地域である。高齢化が進み医療と介護が町を支える中心的存在である特徴を持っている。

市内には医療・介護のリソースが整っているが、稼働病床数が減少しており、後継者不足や建物の老朽化などの課題も浮き彫りになっている。このような状況の中、荒尾市医師会は15年間にわたり国や県の指導の下で地域連携事業を積極的に進め、特に認知症ケアや在宅医療分野で成果を上げてきた。

平成28年の熊本地震を機に、認知症フォロー研究やスマートシティ構想が進展した。この取り組みの中から、医療・介護情報を一冊にまとめ共有する「あらお健康手帳」が開発された。

さらに、健康手帳は令和5年にデジタル化され、患者自身が医療情報を管理し、医療機関にその情報を共有する仕組みを備え、災害時や緊急時の医療記録管理としても有用性が注目されている。

「あらお臨床研究室」は、地域の臨床データの管理・活用を目的としており、高齢者支援プログラムや地域医療研究の拠点としての役割を担っている。

Ⅲ．医療DX推進の現状・課題・展望

座長：目々澤肇委員、川田剛裕委員

①国が推進する医療DX　※標準型電子カルテ含む、標準型電子カルテα版展示

厚生労働省医政局参事官
（特定医薬品開発支援・医療情報担当）
田中　彰子

厚生労働省は2040年を展望し、高齢化社会に対応した医療提供体制の構築を目指して医療DXを推進している。その背景に過去のデータヘルス改革の進展不足と新型コロナウイルス感染症の流行がある。医療DXの取り組みは令和4年の「骨太の方針」で言及され、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXなどが記されている。その後、令和5年6月に「医療DX推進工程表」が策定された。工程表では、マイナンバーカードを活用した健康保険証の一体化を基盤とし、全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXの推進が主要課題として掲げられている。

全国医療情報プラットフォームでは、予防接種や母子保健情報、介護情報を統合し、電子カルテ情報や診療情報を患者本人の同意のもと共有可能にする仕組みが構築されており、医療情報を患者自身がマイナポータルを通じて確認できるようにして透明性と利便性の向上を図っている。

さらに標準型電子カルテの普及が進められており、α版では全国医療情報プラットフォームとの連携機能や電子処方箋の基本機能が提供されている。本格版では診療所や100床未満の病院を対象に普及を図り、より効率的な医療サービスの提供を目指す。

これらの取り組みを通じて、高齢化による医療ニーズの変化や地域医療構想の見直し、医療偏在の是正などの課題に対し、効率的かつ質の高い医療体制の構築が進められている。厚生労働省は2040年の社会においても質の高い医療を提供できる体制を目指し、これらの取り組みに尽力する。

②オンライン資格確認

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
山田　章平

マイナ保険証およびオンライン資格確認を導入した背景として、既存の手法を最新技術で効

率化し、確実性を高めること、本人のデータを活用した新たな医療サービスを展開することが挙げられる。この取り組みは、医療保険制度の根本である資格確認を強化し、オンラインで迅速かつ正確な確認を実現するもので、デジタル化により制度をバージョンアップさせるという理念に基づいている。

マイナ保険証を持参した患者に対して、オンライン資格確認が実施できない場合の対応法として、顔認証付きカードリーダーが利用できない場合や停電などの予期せぬ状況でも、マイナポータルや資格情報の通知で確認を行い、それも難しい場合レセコンに登録された情報で請求を行うことが推奨されている。また、電子証明書の有効期限切れに対応するため、3ヵ月前通知制度や有効期限切れ後も一時的に猶予期間を設ける。

今後の動向は、マイナンバーカードをスマホに統合することで、カード自体を持ち歩く必要がなくなる機能を導入する予定である。

安全性と利用促進に関する取り組みとして、これまでは「利用促進」に関する広報がされてきたが、今後は「安心感の提供」に軸足を移した広報を行う予定である。マイナンバーカードの安全性についての広報活動も強化され、不安を感じる利用者に対する丁寧な説明を行っていく予定である。

③電子処方箋について

厚生労働省医薬局総務課長　重元　博道

電子処方箋により患者の重複投薬チェックが容易になるほか、登録情報の即時反映が可能となるため、医療従事者は最新の患者情報を活用でき、医療の効率化と安全性が向上する。

この取り組みは令和5年1月に開始されたが、薬局での導入が進む一方で医療機関の導入は遅れている。薬局では70%がシステムを導入し、紙と電子の処方箋をその日のうちに登録するなど効果が出ている。

昨年末に発生した医薬品の誤表示問題で、システムの信頼性への疑念が広がった。また経済的メリットや業務効率化の実感が得られにくいことが導入意欲を阻害している。

厚生労働省は、令和7年3月末を期限としていた補助金を9月まで延長することとしたほか、公的病院への導入加速を再要請した。また、患者や医療従事者向け説明会や情報提供を行い、メリットを広く広報している。誤表示問題への対策として、システム改修を進め、再発防止策を行い信頼性を高めようとしている。

厚生労働省は、引き続き安心・安全を前提に、電子処方箋の導入を促進させ医療の質を高めたい。今後も医療機関や薬局、患者の意見を取り入れながら課題を解決し、効果的な運用を目指したい。

④診療報酬改定DXについて

厚生労働省保険局医療介護連携政策課推進官
保険局診療報酬改定DX推進室室長代理補
島添　悟亨

「診療報酬改定DX」は、医療DX工程表の大きな柱の1つであり、診療報酬改定DXが具体的な目標として掲げているのは、診療報酬の改定に伴う医療機関やベンダーの負担軽減である。

医療DXの工程表では、電子カルテ情報の標準化や診療報酬請求業務の効率化が含まれており、最新のデジタル技術やAI、クラウドなどを活用して進められる計画である。

診療報酬改定DXにおける共通算定モジュールの開発は、クラウド型の提供を目指しており、国公費などの受給資格確認をマイナンバーカードで行う仕組みも含まれている。この取り組みにより、患者負担金の計算結果が迅速かつ正確に返される仕組みが構築され、医療機関の請求業務の簡素化や自治体の償還払い事務の効率化が期待できる。

医療DX推進にはクラウドやモダンシステムの導入により、セキュリティ対策が必要である。将来的には最新技術やサービスを活用することで、医療従事者の負担を軽減しながら、より安全で質の高い医療を実現できるようにしたい。

⑤医療DXに対する日本医師会の考えと取組み

日本医師会常任理事　長島　公之

日本医師会は、医療DXの目的を単なるICT化やIT化にとどめず、デジタル技術を活用して医療業界全体の質的向上や効率性の改善を図ることと位置付けている。

平成9年には「医師会総合情報ネットワークシステム構想」を提案し、平成13年には「日医IT化宣言」を発表し、その中心的な成果として診療レセプトシステム「ORCA」が誕生した。これにより、診療データの標準化を促進し、データの自由なやり取りと競争環境の活性化を実現した。

平成28年には地域医療連携のための安価で安全なネットワーク構築を提唱し、「全国医療情

報プラットフォーム」を基盤に、地域ごとの医療ニーズに応じた柔軟な医療連携の実現を目指している。このシステムは、全国レベルのデータ共有と、地域の医療連携ネットワークの相互補完を特徴としている。

医療DXの導入に際し、日本医師会は国民と患者にとって質と安全性の高い医療を実現し、全ての人々が恩恵を享受できる仕組みを整える必要があると考えている。また、医療現場の業務・費用負担軽減、特に初期導入費用や労力を軽減するために国の十分な支援が必要である。また、標準型電子カルテを推進することで、業務効率化を進めることが可能となる。

一方で、医療DXの進展に伴う課題として、ICTに精通した人材不足やシステム維持コストの高さが挙げられる。電子処方箋や電子カルテ共有サービスの導入においても、地域間の対応格差やコスト負担が大きな障壁となっている。これらの課題解決に向けて、現場での意見集約やきめ細やかな対応が必要である。

日本医師会は医療DXを単なる手段ではなく、目的を明確に捉えた医療提供体制の変革として捉えており、拙速な推進を避け、国民や医療関係者からの信頼と安心感を得るために、急がず丁寧に進めることが最も重要である。

閉会挨拶

日本医師会常任理事/
日医協運営委員会委員長　長島　公之

昨日正午からの事務局セッションを皮切りに開始された本年度の日本医師会医療情報システム協議会は、多岐にわたる充実した内容であった。

初日の午後は、災害対応および再生医療に役立つ医療テクノロジーをテーマに、特に能登半島地震を踏まえた議論がなされ、大変有意義な検討が行われたと実感している。

2日目は、「医療DXにおける地域連携ネットワーク」ということで、全国医療情報プラットフォームのメリットを評価しつつ、一方で、地域医療連携ネットワークと上手く併用することが重要であるという共通見解が得られた。

また、本協議会のメインテーマである、今後の医療DX推進に関連し、キーパーソンからの現状説明があり、活発な議論が繰り広げられた。本協議会では、標準化電子カルテα版の展示も行われ、好評を得た。関係者は大変喜んでいると思うが、一方で今後、医療現場や国民・患者に役立つように適切に医療DXを進めていく必要がある。そのためには、医師会がしっかり一致団結して協力しつつ、適切なアドバイスの提供が求められる。そして、厚生労働省との連携を深め、二人三脚で進めていくことが極めて重要である。

担当常任理事コメント

災害時において被災者の命と健康を守るためには、医療DXの活用が不可欠である。本協議会では、令和6年能登半島地震被災地域の2医療機関および1医療企業団から、それぞれの取り組みや直面した課題について講演があり、非常に興味深く拝聴した。

さはらファミリークリニック（石川県七尾市）の佐原氏からは、オンライン資格確認システムにおける「災害時モード」の開放により、被災者の薬剤情報の閲覧が可能となり、円滑な診療が実現したとの報告があった。一方で、当該情報がレセプトデータに基づいているため、最新の情報を参照できなかったという課題も指摘された。

また、白山石川医療企業団（石川県白山市）の横山氏からは、地域医療情報連携ネットワーク「いしかわネット」を臨時運用ルールに基づいて活用し、氏名や病院名などの検索により被災者の詳細な診療情報、特にカルテ経過録を閲覧することが可能となり、被災者の診療に大いに役立ったとの報告があった。

電子処方箋管理サービスの運用開始率が依然として低く、共通電子カルテもまだ導入の初期段階にある現状を踏まえると、これらが本格的に整備され、稼働するまでの当面の対応としては、情報が蓄積された地域医療情報連携ネットワークを積極的に活用し、いつ起きてもおかしくない災害への備えを進めるべきであると考える。

さらに、公立穴水総合病院（石川県鳳珠郡）の島中氏は、講演の中で、低軌道衛星を用いたブロードバンドインターネットサービスである「スターリンク」を活用した臨時医療情報交換システムについて紹介された。南海トラフ巨大地震などの広域かつ大規模な災害においてネットワークインフラが壊滅的打撃を受ける可能性も考慮し、同様の代替通信手段を備えておく必要性を強く感じる。

（藤川　光一）

都道府県医師会かかりつけ医機能担当理事連絡協議会

－地域における面としてのかかりつけ医機能の発揮に向けて－

と　き　令和7年3月26日㈬　午後1時
ところ　日本医師会館　小講堂・ホール　Web開催

広島県医師会　副 会 長　吉川　正哉
広島県医師会　常任理事　中島浩一郎
広島県医師会　常任理事　茗荷　浩志
広島県医師会　常任理事　橋本　成史

開会挨拶を行う松本吉郎日本医師会会長

令和7年3月26日㈬、令和7年4月より施行されるかかりつけ医機能報告制度について、地域における面としてのかかりつけ医機能を発揮するためにも、より多くの医療機関に手を挙げ参加していただくことが極めて重要であるとして、制度の概要説明と、報告への理解と協力を求めることを目的に標記会が開催された。かかりつけ医機能報告制度や本制度にかかる研修などについて、日本医師会と厚生労働省より説明の後、協議が行われた。

挨　拶（要旨）

日本医師会会長　松本　吉郎

令和7年4月からかかりつけ医機能報告制度が施行される。私が会長に就任して以降、日本医師会はかかりつけ医機能に関する議論を深めてきた。まず令和4年11月に「地域における面としてのかかりつけ医機能～かかりつけ医機能が発

揮される制度整備に向けて～」として提言し、令和5年2月には、「かかりつけ医機能の制度整備にあたっての日本医師会の主な考え方」を示し、その意見を反映した法案が国会に上程された。そして令和5年5月に全世代型社会保障法案が成立している。その後発足した厚生労働省の分科会には日本医師会の役員も参画し、日本医師会の主張が反映されるよう検討を重ねてきた。

日本医師会は、地域における面としてのかかりつけ医機能を発揮するためにも、かかりつけ医機能報告制度に、より多くの医療機関に手を挙げて参加していただくことが極めて重要だと考えている。あわせて日本医師会では、令和7年4月よりかかりつけ医機能報告制度にかかる研修を開始する。当該研修についても積極的にご参加いただきたい。

あくまで、かかりつけ医が制度化されないための機能の充実・報告ということであり、ここはしっかりと分けてご理解を賜りたい。

議　事

⑴　かかりつけ医機能報告について

日本医師会常任理事　城守　国斗

かかりつけ医に関する議論は、骨太の方針2015に「かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討する」と記載されて以来、これまで約10年にわたり議論が重ねられてきた。国においてかかりつけ医の登録・認定まで議論が進みかけたが、日本医師会の対応により、骨太の方針2022において、かかりつけ医の制度化ではなく「かかりつけ医機能が発揮される制度整備」という文面に収まった。令和4年11月には、日本医師会から「地域における面としてのかかりつけ医機能」という概念を提言した。この考え方に基づいて議論が進み、令和5年5月に全世代型社会保障法案が成立し、それに基づき、令和7年4月からかかりつけ医機能報告制度が施行される。

「かかりつけ医機能報告」は、すでに医療機関が定期報告を行っている「医療機能情報提供制度」に追加されるものである。医療法第30条において、かかりつけ医機能報告は「1号機能」と「2号機能」に分けられ、1号機能を持っている医療機関は、2号機能を必ず報告することになる。1号機能を持っていても、報告は医療機関の主体的な判断により強制ではない。医療機能情報提供制度では、従前からかかりつけ医機能に関する項目があったが、国民から見て非常に分かりにくいものであったことなどから、分かりやすく刷新したのが「かかりつけ医機能報告」である。なお、医療機能情報提供制度は、これまで都道府県ごとのシステムで情報提供されていたが、令和6年4月から全国の統一システムである医療情報ネット（ナビイ）に変更している。

1号機能の報告事項は、⑴「具体的な機能」を有することおよび「報告事項」について院内掲示により公表していること、⑵かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）、⑶17の診療領域※1と一次診療を行うことができる疾患※2、医療に関する患者からの相談に応じることの3点のほか、①医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数②かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数③全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無④全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況である。これらの⑴～⑶、①～④を報告した医療機関は1号機能ありとして手上げをして、2号機能を報告いただくこととなる。

2号機能の報告事項は、ⅰ通常の診療時間外の診療、ⅱ入退院時の支援、ⅲ在宅医療の提供、ⅳ介護サービス等と連携した医療提供の有無である。

報告を行う対象医療機関は、特定機能病院、刑事施設・入管等や皇室の医療機関を除く病院・診療所であり、現在、対象医療機関は推定で約113,200ヵ所である。

かかりつけ医機能報告制度の目的は、より多くの医療機関が手を挙げ参画していただくことにより、地域の外来機能、かかりつけ医機能を可視化し、地域において充実している機能や、弱いないしは不足している機能などの基礎データとし、各地域の協議の場でしっかりと議論いただくことで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保することである。本制度は、研修内容も含め5年を目途に見直しを行うこととされており、あまり手が挙がらないと、この制度設計では地域をしっかりと支えることができないという議論につながると思われる。かかりつけ医機能の状況を都道府県などが把握し、地域においてしっかりと連携して地域を面で支えるかかりつけ医機能を実現していくことが本制度の趣旨であり、多くの医療機関に参加をお願いしたい。

※1　皮膚・形成外科領域、神経・脳血管領域、精神科・神経科領域、眼領域、耳鼻咽喉領域、

呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・免疫系領域、筋・骨格系および外傷領域、小児領域

※2　一次診療に関する報告できる疾患は、患者調査による外来患者数が多い病床を基に検討して設定する。

⑵　かかりつけ医機能報告制度にかかる研修について

日本医師会常任理事　今村　英仁

かかりつけ医機能報告の1号機能の報告事項について、「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）」と定められたが、改正法施行後5年を目途として、研修充実の状況などを踏まえ見直すこととなっている。本報告が充実できていないとより規制的な手法が入ってくる可能性があり、なるべく多くの先生方に研修を受けていただき、報告を「有」にしていただくようご協力をお願いしたい。

かかりつけ医機能報告の報告対象として該当する研修は、知識（座学）と経験（実地）の両面から望ましい内容などを整理した上で、研修の実施団体からの申出に基づき報告対象として該当する研修を厚生労働省において示すこととされている。対象者は、地域で新たに開業を検討している勤務医や、地域の診療所や中小病院などで診療を行っている医師など、ほぼ全ての医師が対象になる。研修修了は、研修の実施団体において、研修者が各研修の修了要件を満たしたことを確認することとされている。

座学研修は、医学の知識だけでなく、地域連携・多職種連携などに関する内容も必要となっており、具体的な研修項目は、厚生労働科学研究班において検討する。実地研修は、在宅医療や幅広い診療領域の患者の診療などに加えて、地域医療への貢献も考慮することができる。座学研修、実施研修ともに研修項目は医師が選択して学ぶことを想定している。

日本医師会では、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を設立し、報告制度の対象となるべく厚生労働省に申し出を行う。本研修の修了要件は、座学研修（日本医師会生涯教育制度における単位）と実地研修のそれぞれを必須とした上で合計10単位以上とし、令和7年4月以降、日本医師会による修了証を発行する予定である（非会員にも発行できるよう検討中）。

実地研修は、申請者の自己申告により当該活動の有無を記載いただき、1項目につき5単位を付与する。項目は、現行の日医かかりつけ医機能研修制度の「実施報告書」を踏襲し、日本医師会が示す「地域に根ざした医師の活動」（地域の時間外・救急対応、行政・医師会などの公益活動、地域保健・公衆衛生活動、多職種連携、その他（論文執筆等の学術活動なども含む））に拡充したもので、先生方が実際に地域医療貢献のために行っている活動が少しでも認められるよう考慮している。

また座学研修は、厚生労働省において1号機能の報告事項で一次診療に関する報告ができる疾患案として検討されている40疾患を中心に、eラーニングで研修いただけるよう考えている。

かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了申請・承認作業はMAMISで行う予定である。座学と実地の両面から望ましい内容を整理した上で日本医師会で研修制度を設けていく予定であり、多くの先生方に本研修を受けていただけるようご意見をお寄せいただきたい。

⑶　かかりつけ医機能報告制度について

厚生労働省大臣官房参事官（医療提供体制改革担当）

高宮　裕介

令和5年5月「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、かかりつけ医機能報告制度が創設され、令和7年4月から施行される。かかりつけ医機能報告制度により、医療機関から都道府県に報告をいただくことを契機に、地域の協議の場において医療関係者などが協議を行い、在宅医療や時間外の対応など、地域で不足する機能について、地域の医療機関等が連携しながら地域医療を確保するための方策や地域医療を少しでも良くしていく方策を推進していくことが重要である。身近な地域の医療機関、都道府県医師会、地区医師会をはじめ、各地域の医療関係者が果たす役割が非常に大きく、ぜひともご協力をお願いする。

今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者がさらに増加する中で、「治し、支える医療」を実現していくために、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進めることとしている。その際には、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保していくことを目的としている。

令和6年7月に「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」で取りまとめた報告では、「地域における協議の場での協議」について、特に在宅医療や介護連携などの協議に当たって、市町村単位や日常生活圏域単位などでの協議や市町村の積極的な関与が重要との意見をいただき、協議テーマに応じて、協議の場の対象圏域や参加者について、都道府県が市町村と調整して決定することとしている。在宅医療や介護連携は市町村単位など（小規模市町村の場合は複数市町村単位など）、入退院支援などは二次医療圏単位などで協議を行い、全体を都道府県単位で統合・調整するなど複層的な協議を行うこととしている。

現在、厚生労働省では、かかりつけ医機能報告の施行に係る医療法施行規則の改正案、厚生労働省告示案の公布に向けて準備中である。また、都道府県や市町村、医療関係者が制度の全体像を理解しやすくするため、かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインや、協議などを行う際に参考となる取組事例集、医療機関向けの制度周知リーフレットなども発出できるように作成を進めている。医療機関には令和8年1月～3月にG-MISでかかりつけ医機能報告を行っていただく。G-MISの操作マニュアルも提示するのでご協力をお願いしたい。

協　議（要旨）

各説明の後、報告制度や研修にかかる質疑応答のほか、医療介護人材不足の中で新たに「かかりつけ医機能報告」を行うことの是非や負担の増加への懸念などの意見、日本医師会におけるかかりつけ医認定の提案、医師と患者との関係性や、将来的な診療報酬上の手当などの導入、報告制度の普及などに関して活発な協議が行われた。

【福岡県医師会】

保険診療をしない診療所（特別養護老人ホームの医務室など）も報告対象か。また、特養などでは施設長や理事長が配置医師のほかにいるが、誰が報告を行うことになるのか。

へき地診療所など日替わりで医師が変わる診療所や、月に1回のみ特定の診療科の医師が診療する診療所の報告はどのようになるのか。

【厚生労働省　回答】

特別養護老人ホームの医務室なども報告対象となるが、おそらく報告で「有り」となる項目はあまりないと考えている。法律上は医療機関の管理者が報告する制度だが、別の方が代行入力し報告することも可能であり、各施設で適切に判断し報告いただきたい。

また、週1回または月1回医師が診療するような場合も医療機関全体でその機能があるかどうか報告するものであり、月に1回このような診療ができるとして報告することは可能である。G-MISの改修により報告機能について自由記載欄も設ける予定であり、特定の場合のみ対応可能などの注意書きを記載いただくことも可能にしようと考えている。

【長崎県医師会】

報告制度は既にたくさんあり、これらは地域医療構想の中で非常に大事だということはよく分かっているが、一般の開業医は報告への負担も多く、なるべくチェックだけで済むような分かりやすいシステムを作ってもらいたい。

また、かかりつけ医機能は、患者から求められた場合は文章あるいは他の方法で説明しなければならないとのことだが、どのようにすれば良いのか。

【城守国斗日本医師会常任理事　回答】

G-MISの報告書の簡素化は本当に大事であり、日本医師会からも厚生労働省へお願いしたい。

また、患者からの求めに応じた説明は努力義務であるが、説明書ということだろうと思う。様式は、各医療機関が患者に説明している書式があればそれでも良いが、厚生労働省では一定の様式として、例えば、入院診療計画のような名前と疾患名、治療方針、医療機関名などを記載する様式を検討されており、今後提示されるのでそれを各医療機関で変更いただいて良い。

【兵庫県医師会】

かかりつけ医機能報告によりいろいろなデータが集まり、17領域の中の地域で不足している領域などが分かると思うが、今後、外来医療計画や医師確保計画において、不足する地域に厚生労働省より手当をしていただけるのか。

【厚生労働省　回答】

かかりつけ医機能報告や外来機能報告、病床機能報告などさまざまな報告をいただき集まるデータを地域で協議に活用いただきたい。医師が不足する領域や地域については、別途、昨年末に医師偏在対策に関するとりまとめを行っており、その中で、医師確保を特に進める必要がある区域における経済的なインセンティブも講じていくこととしている。都道府県において地

域で協議し区域を設定することとしており、かかりつけ医機能報告のデータも含めて協議や区域の設定に活用いただきたい。

【滋賀県医師会】

これから開業する若い医師にこのような研修を受けていただき、開業するというような流れを作っていただくと非常に有り難い。今まで経験していないことに新たに取り組むことをためらう医師も多く、そのような医師は中山間地で開業することを非常に躊躇する。若い医師が今回のかかりつけ医機能報告にかかる研修制度などを利用して、さまざまな勉強をしていただき、中山間地でも開業していただくような流れも検討いただきたい。

【城守国斗日本医師会常任理事　回答】

新規で開業を検討している勤務医などには、特に本制度の研修が非常に重要になると考えている。まずは、日本医師会のかかりつけ医機能報告制度にかかる研修を受けていただくのが良いと思うので、勤務医の先生方への広報についてしっかりと検討させていただきたい。

【東京都医師会】

診療報酬上の利点などがないとなかなか報告いただけないと思う。人頭払いや登録制を避ける上ではそれも難しいとのことだったが、5年、10年など長期間で見た時の将来的な制度の構想など診療報酬を絡めて教えていただきたい。

【城守国斗日本医師会常任理事　回答】

安易に診療報酬の制度を作ると、特定の機能を持っていないといけないなど、そちらから逆に本制度をゆがめられる結果になり得るため慎重に検討している。本制度の報告は令和8年1月～3月が最初となり、その結果を診療につなげていくこととなると、次の診療報酬改定時には少し議論をせざるを得なくなるかもしれない。包括払いにつながっていくような診療報酬の算定要件にならないよう注意しつつ、先生方が行った診療行為に対して真っ当な評価ができるような項目設定について、地域包括診療加算などとの関連性も含めて検討の必要があると考えている。

【福岡県医師会】

座学研修は、日医かかりつけ医機能研修制度とどのように違うのか。また、座学研修はどのくらいの時間がかかるのか。

【今村英仁日本医師会常任理事　回答】

座学研修は、最終的には日本医師会生涯教育制度の単位を全て使えるようにする予定である。一方、日医かかりつけ医機能研修制度はそれなりにレベルが高い研修となっており、この研修での講義も座学研修の単位にできるように検討している。

座学研修は、基本的に60分で1単位である。研修修了要件は、座学研修と実地研修のそれぞれが必須で、あわせて10単位である。実地研修が1項目5単位であり、多くの先生方が2～3項目は実施いただいている活動であるため、ほとんど実地研修で10単位を取得できる形式になっている。ついては、座学研修を1単位取得いただければ要件を満たせる。

閉会挨拶（要旨）

日本医師会副会長　角田　徹

本日は、かかりつけ医機能報告制度の経緯や内容、そして研修について説明し、またいろいろなご意見もいただき、本制度の理解が少しは深まったかと思う。本制度は理解するまでに結構時間がかかる。特に会員の先生方にしっかりと理解していただくため、各担当理事の先生方にぜひ協力をお願いしたい。また各都道府県でいろいろな疑問などあれば、城守常任理事ないしは今村常任理事がお伺いして説明するので、ぜひお声をかけていただきたい。

担当常任理事コメント

日本医師会が推進してきた制度であり、病床機能報告と外来機能報告に続くものが、このかかりつけ医機能報告である。大学病院などを除き、すべての医療機関が報告することになり、個々の医療機関ではなく、地域で面としてかかりつけ医の機能を維持していくことになる。住民が安心して暮らせるように、その地域にはどの機能が不足しているのかを明らかにし、対策を検討していくための意義深い報告制度である。

しかし、連絡協議会においても意見が出されていたが、簡単な内容ではなく理解には時間が必要で、現場にも負担がかかる。

キーワードを拾い上げてみても「報告後、都道府県において確認・公表」「外来医療に関する地域の協議の場」「協議結果の報告と公表」「市町村とともに介護に関する協議」「かかりつけ医機能の院内掲示と患者への説明」「毎年度報告」などが並んでいる。

報告内容に関しては1号機能と2号機能があり、

必須項目も指定されている。研修も必要であり、座学と実地の研修がそれぞれ求められている。

細部まで作りこまれたかなり複雑な制度で、かかりつけ医機能が重要視されている事を示している。しかしながら、単なる報告制度というには少し違和感があり、今後の流れが心配される。松本吉郎日本医師会会長が、かかりつけ医が制度として義務化される事は、防がなければならない。そのためには、協力してしっかり報告をしていきましょうと言われていたことは、心に残っている。

いずれにしても、かかりつけ医機能は地域にとっては大切であり、医療機関においては積極的なきちんとした対応が必要である。

（中島　浩一郎）

※日本医師会メンバーズルームに標記連絡協議会の動画および資料が掲載されておりますので、詳細は以下URLのページをご参照いただきますようお願いいたします。
【日本医師会メンバーズルーム：都道府県医師会かかりつけ医機能担当理事連絡協議会】
https://www.med.or.jp/japanese/members/flv_movie/20250326kakari/

祝 会員の栄誉

知事感謝状　社会福祉審議会委員功労

畑　野　栄　治 氏
・医療法人社団長寿会　はたのリハビリ整形外科（安芸地区医師会）

（令和7年3月24日㈪　広島県医師会館にて表彰）

おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

広島県医師会被爆伝承コーナー
「竹内釵特別展」及び「IPPNWの歴史展」開催中

被爆当時の広島赤十字病院の院長であった竹内釵先生の、当時の状況を記録した手帳や手記、絵画、写真など被爆当時の医療現場が分かる竹内釵特別展を開催しております。

また、広島県医師会がIPPNW創設初期から取り組んできた「IPPNWの歴史展」も同時開催しています。

ぜひ、この機会に広島県医師会館にお越しいただき、ご覧ください。

e-広報室 新着のお知らせ

e-広報室に下記を追加いたしました。

通達文書

●令和７年４月30日　社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき収入要件の見直し等について
●令和７年５月２日　「介護人材確保・職場環境等改善事業に関するQ&A（第2版）」の送付について
●令和７年５月２日　発達障害医療機関ネットワーク構築に係る令和7年度陪席研修の実施について
●令和７年５月７日　オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）
●令和７年５月７日　認知症施策推進計画の策定促進について（情報提供）
●令和７年５月７日　MCDBによる医療法人の経営情報の電子的報告について（周知依頼）
●令和７年５月８日　医療の質向上のための体制整備事業への協力について（医療の質可視化プロジェクト）
●令和７年５月８日　訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）
●令和７年５月８日　「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
●令和７年５月８日　「医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足
●令和７年５月８日　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について
●令和７年５月８日　医療機器の保険適用について
●令和７年５月８日　ケアプランデータ連携システム5月16日㈮「まもなく受付開始！キャンペーン直前導入セミナー」開催のご案内（情報提供）
●令和７年５月８日　「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
●令和７年５月12日　レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について
●令和７年５月15日　「一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キットに係る一般用検査薬の製造販売承認申請の取扱いについて」の一部改正について
●令和７年５月15日　「一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットに係る製造販売承認申請の取扱いについて」の一部改正について
●令和７年５月15日　保険医療機関における書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について
●令和７年５月15日　令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（生産性向上・職場環境整備等支援事業）の内示等及びQ&A（第3版）について

学会・研修会等　Web申込受付一覧

広島県医師会HPから下記の申し込みを受け付けております。

5／25㈰	令和7年度日本医師会認定産業医　基礎・前期研修会（第2回）	申込受付終了
6／6㈮	第25回たばこと健康・広島フォーラム	締切 5／28
6／28㈯	広島県医師会　ITフェア	締切 6／20
7／13㈰	第1回産業医研修会	締切 6／25
7／17㈭	労災保険研修会	締切 7／3
11／17㈪	広島県医師会医療安全研修会	締切10／24

広島県医師会　医師のみなさまへ・県民のみなさまへ　検索

県医師会理事会記事

令和7年度第4回常任理事会

（令和7年5月7日）

松村会長　挨拶

「休日の過ごし方」

皆さん、こんばんは。大型連休がありましたので、休日の過ごし方について改めて考えてみました。石破茂首相は、大型連休の後半4日間を読書三昧で過ごされたということです。本当に読書好きの首相ならではの過ごし方で、きっとこの期間で充電をされているのだと感心しました。一方、岸田文雄前首相は、在任中の大型連休中には、アジア、欧州、アフリカを含む外遊に出られ、主に外交に取り組まれていました。それもまた一つの意味のある過ごし方だと思います。安倍晋三元首相は、河口湖畔の別荘に滞在し、趣味のゴルフを楽しんだということで、これも非常に意義深い休みの取り方だと感じました。

こうしたトップたちの休日の過ごし方をまとめたものを見ると、やはりリフレッシュと充電が重要であると言っています。例えば、2日間の休みがあれば、1日はゴルフでリフレッシュし、もう1日は読書をして充電する。つまり、「趣味や好きなことをする」「家族や友人と過ごす」「読書をする」、この3つの組み合せが理想的な休日の過ごし方だと思います。そして、休日はDX（デジタルトランスフォーメーション）とは離れることも大切です。

この考え方をいち早く取り入れたのが松下幸之助です。松下電器（現パナソニック）は、最初に週休2日制を導入し「土曜日は休みなさい。日曜日は教養のための時間を作りなさい」と言っていたそうです。私もなるほどと思わされました。

ただ何もせずに、ぼんやりと過ごすのではなく、読書をしたり、ゴルフに行ったり、自分をリフレッシュ・充電できる過ごし方こそが、非常に大切なのだなと改めて感じたところです。

協議事項

- **市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件　（辻常任理事）**
  34件の申請、講師、演題、カリキュラムコードなど、いずれも承認
- **広島県医師会長表彰の件　（茗荷常任理事）**
  市郡地区医師会からの推薦者を承認
- **広島県医師会役員・代議員・開業50年表彰等の件　（茗荷常任理事）**
  原案どおり承認
- **令和7年度産科医療功労者厚生労働大臣表彰候補者推薦の件　（茗荷常任理事）**
  広島県産婦人科医会への推薦依頼を承認
- **広島県医療審議会委員および専門委員推薦の件　（茗荷常任理事）**
  審議会委員として松村誠会長、吉川正哉副会長、専門委員として橋本成史常任理事の推薦を承認
- **広島県慢性腎臓病（CKD）対策推進協議会委員推薦の件　（茗荷常任理事）**
  橋本成史常任理事の推薦を承認
- **広島県麻薬中毒審査会委員候補者推薦の件　（茗荷常任理事）**
  広島県精神科病院協会および広島県精神神経科診療所協会への推薦依頼を承認
- **広島産業保健総合支援センター運営協議会会長および委員就任の件　（茗荷常任理事）**
  協議会会長として松村誠会長、協議会委員として三宅規之常任理事の就任を承認
- **第68回中国地区公衆衛生学会評議員就任の件　（茗荷常任理事）**
  松村誠会長の就任を承認
- **広島交響楽協会理事副会長就任の件　（茗荷常任理事）**
  松村誠会長の就任を承認
- **第32回日本医学会総会登録推進委員推薦の件　（茗荷常任理事）**
  辻恵二常任理事の推薦を承認
- **広島県福祉事業団評議員推薦の件（茗荷常任理事）**
  松村誠会長の推薦を承認
- **広島県社会福祉協議会役員推薦の件（茗荷常任理事）**
  魚谷啓常任理事の推薦を承認
- **資産運用の件　（檜山常任理事）**
  原案を財務委員会に諮ることを承認
- **広島大学医学部創立80周年記念事業寄付金の件　（檜山常任理事）**
  寄付を承認
- **第84回広島地方眼科学会に対する医学会補助金の件　（檜山常任理事）**
  補助申請要領（医学会への補助）に基づき、補助を承認
- **講演会補助金の件　（檜山常任理事）**
  補助申請要領（市郡地区医師会主催の講演会への補助）に基づき、補助を承認

・**日本小児科学会広島地方会令和7年度運営費補助金の件**　**（檜山常任理事）**
　補助申請要領（学会地方会への運営費補助）に基づき、補助を承認
・**広島地方眼科学会令和7年度運営費補助金の件**　**（檜山常任理事）**
　補助申請要領（学会地方会への運営費補助）に基づき、補助を承認
・**第34回ドクター・ジュノー記念祭に対する補助金の件**　**（檜山常任理事）**
　補助を承認
・**令和7年度広島県精神保健福祉協会会費納入の件**　**（檜山常任理事）**
　会費納入を承認
・**日本消化器病学会中国支部第95回市民公開講座共催の件**　**（茗荷常任理事）**
　後援を承認
・**第89回全国学校歯科保健研究大会後援名義の件**　**（茗荷常任理事）**
　後援名義を承認
・**役職員出張申請の件**　**（茗荷常任理事）**
　原案どおりいずれも承認

報告事項

・**4月22日　第43回市区郡地区医師会長Web会議**　**（松村会長）**
　最新情報として、広島県よりかかりつけ医機能報告制度についての情報提供と広島市佐伯区医師会および広島市安芸区医師会から課題や取り組みの報告があった。
・**4月22日　第2回高度医療・人材育成拠点推進会議**　**（松村会長）**
　高度医療・人材育成拠点構想や、本年4月に設立された地方独立行政法人広島県立病院機構について説明があり、意見交換を行った。
・**4月24日　原対協常務理事会**　**（松村会長）**
　書面議決案および令和7年度金融資産運用計画案などについて協議が行われた。
・**4月21日　令和7年度第1回HICARE幹事会**　**（石川常任理事）**
　令和7年度事業計画について協議された。
・**4月22日　令和7年度保険医療機関等（医科）の指導打合せ会**　**（落久保常任理事）**
　中国四国厚生局および広島県と令和7年度保険医療機関（医科）に対する各種指導などの実施に向け協議した。今年度も厚生労働省が示した指導大綱および関係通知などに基づき実施することとし、集団的個別指導は10月頃を目途に原則、集合形式により実施することを確認した。
・**4月24日　令和7年度第1回母体保護法指定医師審査委員会**　**（土谷常任理事）**
　4月30日が更新期限の母体保護法指定医師50名と新規申請2名の審査などを行った。また、6月1日㈰開催の令和7年度母体保護法指定医師研修会の開催概要について協議した。
・**4月24日　令和7年度「がん検診へ行こうよ」推進会議**　**（辻常任理事）**
　副会長の選任後、「がん検診へ行こうよ」キャンペーン広島の取組などについて協議した。
・**4月25日　中国地方社会保険医療協議会広島部会**　**（落久保常任理事）**
　中国四国厚生局長から諮問のあった広島県下の保険医療機関および保険薬局の指定について採決し、原案のとおり指定すべきものと議決した。
・**4月25日　広島県医師会有床診療所部会勉強会**　**（土谷常任理事）**
　松岡かおり日本医師会常任理事を講師として招き「有床診療所の今後の課題と対策」について講演を行った。当日は38名が参加した。
・**4月26日　栃木県医師会との意見交換会**　**（茗荷常任理事）**
　ホテル東日本宇都宮にて、栃木県医師会との意見交換会を開催した。小沼一郎会長、松村誠会長からの挨拶の後、さまざまな話題について意見交換を行った。
・**4月29日　第30回広島県医師クラブ対抗テニス大会**　**（橋本常任理事）**
　広島広域公園テニスコートで開催し、8チーム57名の参加があった。熱戦が繰り広げられた結果「広島市民病院」が優勝した。
・**委員会委員（感染症対策委員会）**　**（正岡常任理事）**
　委員会委員を報告した。
・**共催・後援依頼　総務担当理事承認分報告**　**（茗荷常任理事）**
　共催・後援名義の依頼のうち、総務担当理事の決裁にて、4月は共催依頼1件・後援依頼10件の計11件を承認した。
・**日本医師会報告（駒込日記）令和7年4月25日号**　**（茗荷常任理事）**
　日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。
・**広島県地域医療支援センター月例報告（R7年3月分）**　**（中島常任理事）**
　医師の養成と配置調整、医師の誘致、医師の活躍支援、地域医療の環境整備などについて報告があった。

会員へのお知らせ

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき収入要件の見直し等について

e資料

日医発第218号（医経）（地域）令和7年4月30日
日本医師会会長　松本　吉郎

令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、認定医療法人の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年3月31日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第42号）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示」（令和7年厚生労働省告示第131号）が告示されました。

令和7年度税制改正における本会税制要望の実現項目については、令和7年1月10日付け都道府県医師会長宛通知文「令和7年度税制改正について」（日医発第1718号）でご案内しておりますが、今回の通知文書は、当該実現項目のうち、「社会医療法人・認定医療法人・特定医療法人の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し」に関する内容を含むものです。また、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第28号）が令和7年3月27日に公布されました。

発達障害医療機関ネットワーク構築に係る令和7年度陪席研修の実施について

e資料

令和7年5月2日
広島県健康福祉局長
（障害者支援課）

広島県では、地域における適切かつ円滑な発達障害の診療体制を確保するため、発達障害を診療できるかかりつけ医の養成及び専門医とかかりつけ医との医療連携体制の構築を目的として、県の委託を受けた医療機関において、発達障害の診察場面に同席し、発達障害に関する専門性を有する医師やコメディカル等の臨床技術等を学ぶ陪席研修を実施しています。

研修の受講は、随時、研修実施医療機関において受け付けていますので、御興味のある方はぜひ御活用ください。

なお、陪席研修の実施機関や受講手続き等は、広島県のホームページ及びe-広報室に掲載している「実施要項」等を参照してください。

［広島県HP］　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/baiseki.html
（トップページ＞組織でさがす＞健康福祉局＞障害者支援課＞発達障害医療機関ネットワーク構築に係る陪席研修の実施について）

【問い合わせ先】
広島県健康福祉局障害者支援課　地域生活･発達障害グループ
TEL　082-513-3157　FAX　082-223-3611
電子メール　fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

発達障害児（者）支援に関する医療相談のご案内

広島県では、地域における円滑な発達障害の診療体制や、保健、福祉、教育等の支援機関との円滑な連携体制の充実を図るため、発達障害児（者）等の支援機関を対象に、発達障害の医療的な観点から助言を行う相談窓口を開設しました。

関係支援機関におかれては、困難事例への対応等でお困りの場合など、是非、御活用ください。

相談事業概要（イメージ図）

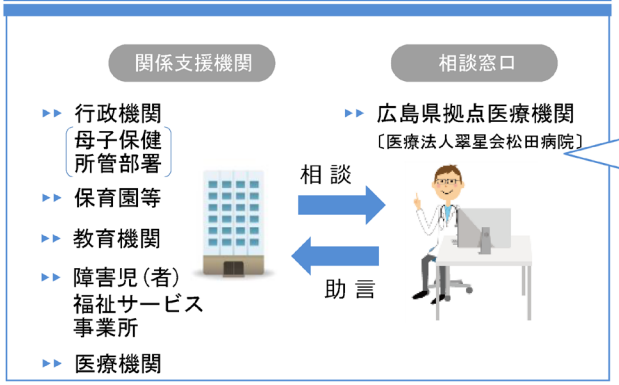

これまでにこのような相談をいただきました。

- 発達障害が疑われて、診療を待っている間の支援機関の対応にはどのようなものがあるのか？
- 集団生活における事例については、どのように対応したらよいか？
- 学校で気になる児童・生徒がいるが、受診対象になるか？（受診を勧めた方がいいのか？）
- 発達障害の方を支援しているが、対応に困っているので相談したい。

※ 医療機関からの相談は、内容によって別途相談対応が必要な場合があります。

相 談 手 続

1　医療法人翠星会 松田病院のホームページの、相談利用申し込みサイトにアクセスしてください。

▸▸ ＵＲＬ：https://matsuda4137.or.jp/publics/index/70/

医療法人翠星会 松田病院のトップページ上部のバーナーからもアクセスができます。

2　相談申し込みフォームを入力してください。

入力内容にお困りの場合は、医療法人翠星会 松田病院の相談専用電話に御連絡ください。

▸▸ **相談専用電話番号 ： 080－8244－2009 【受付時間：平日9：00～17：00】**

3　医療法人翠星会 松田病院から、メール又は電話により、相談内容への助言を行います。

Q＆A

Ｑ１：発達障害と診断されていない方の支援等についても相談できますか？
Ａ１：発達障害と診断されていない方（発達障害が疑われる方など）の支援等の相談も可能です。

Ｑ２：相談申し込みフォームの入力後、助言までどの程度の時間がかかりますか？
Ａ２：概ね１週間程度となりますが、相談状況等によっては更に時間がかかることもあります。
お急ぎの場合等は、上記の相談専用電話に所要時間をお問い合わせください。

Ｑ３：この相談窓口の使用に当たって、相談料や利用料等は必要ですか？
Ａ３：この相談窓口は、無料で御利用いただけます。（相談料、利用料等は不要です。）

Ｑ４：発達障害児（者）本人やその家族は、この相談窓口を利用できないですか？
Ａ４：この相談窓口は、関係支援機関専用であり、発達障害児（者）やその家族はご利用いただけません。
発達障害児（者）やその家族の相談窓口は、広島県のホームページに取りまとめて公表しています。
（ＵＲＬ：https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/dd-madoguchi00.html）

【問合先】 広島県健康福祉局障害者支援課　地域生活・発達障害グループ
ＴＥＬ：０８２－５１３－３１５７（受付時間／平日8：30 ～17：15）

オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）

日医発第243号（情シ）（保険）令和7年5月7日
日本医師会常任理事　長島　公之

オンライン資格確認の導入原則義務化対象外の医療機関や経過措置対象の医療機関等でご利用いただける、オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリに関して、機能追加を含むアップデートが行われたとのことで、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

今回の改善により、マイナ資格確認アプリにおいて、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能となります。また、医療扶助対象者におきましては、資格確認結果画面に福祉事務所名等が表示されます。

なお、今回のアップデートにつきましては、医療機関側でのマイナ資格確認アプリのバージョンアップ作業は必要ございません。

【オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリの詳細】

オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリの詳細につきましては、下記の医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

・オンライン資格確認の導入原則義務化対象外の医療機関向け
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011502
・オンライン資格確認の導入原則義務化の経過措置対象の医療機関向け
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011640

MCDB による医療法人の経営情報の電子的報告について（周知依頼）

日医発第247号（医経）令和7年5月7日
日本医師会常任理事　宮川　政昭

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告を電子的に行う場合のシステムにつきましては、令和7年4月1日以降、従前の医療機関等情報支援システム（G-MIS）から、福祉医療機構がWAM NET上に構築する医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）へ移行しました。

MCDBでは、都道府県による速やかなアカウントの付与や、Web画面上での直接入力等が可能となり、これまでより報告しやすい機能が整備されています。

なお、本報告制度に係る報告を行うことは医療法人の義務とされております。ただし、職種別給与及びその人数については任意で報告する項目となっておりますので、任意項目であることを前提としつつ可能な範囲でご協力をお願いいたします。

（参考）
WAM NETホームページ
医療法人経営情報データベースシステム関係連絡板（医療法人用）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/mcdb/houjin/
厚生労働省ホームページ医療法人に関する情報の調査及び分析等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

日医発第240号（地域）（介護）令和7年5月8日
日本医師会常任理事　江澤　和彦
坂本　泰三

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という）に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外処置については、警察庁より発出された「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づき実施されております。

警察庁より、従来の運用を基本的に継続しつつ、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）も踏まえ、駐車許可等に関する運用の統一を図る他、関係手続き等の合理化及び簡素化推進のため新たな通達が発出されました。

警察庁通達では以下の点が案内されております。

・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲をおおむね100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
・申請書及び添付書類を含め、申請手続きに係る運用を全国的に統一
・反復継続的な用務に係る許可証の有効期限は、原則として1年以上とすることで全国的に統一
・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車輌が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化等

今後、警察庁の通達に基づき、各都道府県警察において改正等の作業を行うとのことですが、新たな運用の開始時期については各都道府県警察に問い合わせをいただくようお願いいたします。また、当該許可についての詳細につきましては、管轄する都道府県警察本部または警察署までお問合せください。

「医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足

日医発第248号（情シ）令和7年5月8日
日本医師会常任理事　長島　公之
佐原　博之

令和7年3月27日付で発出した「医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」（日医発第2199号（情シ））ついて、よりわかり易くご説明いたします。

本会からの補助の対象となった医療機関についてはMEDISより以下の対応が行われます。

診療所の実質負担額は0円となるため、MEDISからの請求はありません。
病院についてはMEDISから本会の補助額との差額分の請求があります。

補助対象となる医療機関（※）
・医療機関の管理者が本会A①会員である
・2025年3月末日までにMEDISの申請フォーム画面から申し込みを行って、完了している
※両方を満たした際に補助の対象となります。

補助対象の医療機関に対して本会から一律11,000円の補助を実施し、本会からMEDISに直接支払

いをいたします。

【医療機関に対する補助概要】

医療機関規模	年間利用料（税込）	補助額（一律）	実質負担額（税込）
診療所	11,000円	11,000円	0円
病院（400床未満）	55,000円		44,000円
病院（400床以上）	110,000円		99,000円

ただし、**本補助に関しては2025年度1年間に限り実施するものであり、2026年度以降は実施いたしません**のでご留意ください。

もし、補助対象にも関わらず、実質負担額以上の請求がMEDISよりされた場合には下記【本件についての問い合わせ先】へご連絡をお願いいたします。

現在、2025年5月末にICカードが入荷予定となっており、入荷次第順次、HPKIセカンド電子証明書の先行発行者へ医師資格証を発行して参ります。

なお、電子処方箋はリモート署名サービスを利用する方式の他に医師資格証を用いる方式（ローカル署名）でも発行可能です。

加えて、電子処方箋を発行していない医療機関にはリモート署名サービスは必要ありません。

これらを参考に2026年度までに当該サービスを継続利用するか、ローカル署名に切り替えるかなどについてご検討をいただき、リモート署名サービスの解約をご希望される場合は、MEDIS/FINDEXが運営する「HPKIセカンド電子証明書利用に関する情報」ホームページ（https://hp.hpki-cardless-signature.net/info_price.html）「6. 途中解約について」をご参照の上、お手続きください。

もし、途中解約手続きを行わない場合には、来年度以降はMEDIS/FINDEXより満額の請求がされますのでご留意ください。

なお、HPKIセカンド電子証明書を取得しただけの方や、本会が公開しているスマートフォン用アプリ「デジタル医師資格証」だけをお使いの方など、MEDISのリモート署名サービスを利用していない方は、利用料を請求されることはありません。

【本件についての問い合わせ先】
公益社団法人日本医師会 電子認証センター
メール：toiawase@jmaca.med.or.jp
電　話：03-3942-7050

医療の質向上のための体制整備事業への協力について（医療の質可視化プロジェクト）

e-資料

日医発第256号（地域）令和7年5月8日
日本医師会常任理事　今村　英仁

厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「医療の質向上のための体制整備事業への協力について（依頼）」が発出されました。また、公益財団法人日本医療機能評価機構より「医療の質向上のための体制整備事業における医療の質可視化プロジェクトへのご協力について（ご依頼）」の文書による協力依頼がありました。

本件は、日本医療機能評価機構による取組として、参加を希望する協力病院が「医療安全」「感染管理」「ケア」に関連した医療の質指標を定期的に計測するプロジェクトについて周知を依頼するものです。

厚生労働省補助事業　医療の質向上のための体制整備事業

別紙

2025 年度 医療の質可視化プロジェクト

本プロジェクトは、我が国の全病院を対象に、指標を活用して医療の質を可視化するプロジェクトです。病院の役割・規模等にかかわらず、本事業で検討した質管理に重要な指標を計測し、医療の質の更なる向上を目指すオールジャパンの取組です。医療の質向上に向けた各病院の日頃の努力を可視化するために、是非、本プロジェクトにご協力ください。

～医療の質可視化プロジェクト（概要）～

目的

○ 全国の病院を対象に医療の質指標を活用した継続的な計測活動を実施。
○ 経時的変化、他施設比較を通じて現状を客観的に把握し改善の契機とする。

実施期間

2025 年 6 月 2 日～2026 年 3 月 31 日

対象

医療の質指標を用いた計測に関心のある全国の病院（目標：700 病院）
※はじめて指標を活用する病院の積極的な参加を期待しておりますが、既に指標の活用が進められている病院も是非ご参加ください。

計測する指標

下記の 3 テーマ、9 指標を計測いただきます（詳細は次頁をご参照ください）。

テーマ	質指標
医療安全	①転倒･転落(件数),②転倒･転落(3b 以上),③肺塞栓の予防(リスクレベル「中」以上)
感染管理	④血培 2 セット,⑤広域抗菌薬使用時の細菌培養,⑥予防的抗菌薬投与
ケア	⑦褥瘡発生(d2 以上),⑧入院早期の栄養アセスメント(65 歳以上),⑨身体的拘束

ご対応事項

12 か月分のデータをもとに各指標について計測を行っていただき、原則、下記タイミングで 2 回データを提出いただきます。

計測データの対象期間	提出時期(予定)
2024 年 10-12 月／2025 年 1-3 月（計 6 か月分）	2025 年 7 月 31 日(木)
2025 年 4-5 月／6-9 月（計 6 か月分）	2026 年 1 月 16 日(金)

メリット

○ 医療安全、感染管理、ケアに関連した代表的な指標を可視化できます。分母・分子の定義は、令和 6 年度診療報酬改定に準拠しているため、国に提出する DPC データを用いて計測が可能です。
○ 自院における経時的変化および他施設比較をとおして、自院の現状を客観的に把握できます。
○ 計測結果の解釈を深めるノウハウの提供、指標を活用した質改善の契機となるセミナーなどを予定しています。

申込期間

2025 年 11 月 30 日まで

申込方法

以下のフォームに必要事項を入力のうえお申込みください。
https://hosp.jcqhc.or.jp/public/seminar/view/5378

本プロジェクトに関する詳細は、本事業オフィシャルサイトまで

https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/event/kashika_project_2025/

可視化PJ

医療事故情報収集等事業事例報告システム稼働の御案内について（周知依頼）

日医発第265号（法安）令和7年5月8日
日本医師会常任理事　藤原　慶正

医療事故情報収集等事業においては、医療事故の防止及び医療安全の推進を目的として、平成16年10月から、医療法（昭和23年法律第205号）第16条の3第1項等及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第12条等に基づき、特定機能病院等の報告義務対象医療機関に対して、医療機関内における事故その他の報告を求める事案（事故等事案）に関する報告書（以下、「事故等事案報告書」という）を、当該事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に登録分析機関である公益財団法人日本医療機能評価機構（以下、「機構」という）に提出することを義務づけているところです。

今般、機構において、医療機関からの報告等に使用されるシステムが改修され、本年4月1日より改修後のシステム（新システム）の稼働が開始された旨、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡が出され、本会に対しても連絡があり、会員への周知を依頼されました。

改修の内容等については、本年2月10日に機構より「事例報告システムの変更のご案内」として案内されたもので、本年3月10日付け日医発第2075号（法安）をもってお知らせしたところです。新システムでは「仮報告」機能が追加され、事故等事案報告書に記載することとされている医療法施行規則第9条の20の2第1項第14号に掲げる事項について、医療機関から登録分析機関への速やかな報告を可能にするとともに、その分析等に基づく充実した報告に資することが期待されます。報告義務対象医療機関におかれましては、事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に「仮報告」を行っていただくとともに、最終的な報告も併せて迅速に行っていただくようお願いいたします。

【参考】
■公益社団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業ホームページ
https://www.med-safe.jp

■医療事故情報収集等事業　事例報告システムの変更のご案内
https://www.med-safe.jp/pdf/houkoku_pamphlet.pdf

令和7年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

日医発第271号（健Ⅰ）令和7年5月9日
日本医師会会長　松本　吉郎

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しています。

本年も「令和7年度度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、「多様な仲間と　築く安全　未来の職場」をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動を展開するものであります。

レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について

日医発第275号（技術）令和7年5月12日
日本医師会常任理事　宮川　政昭

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知が発出されるとともに、同局医薬品審査管理課より本会に対しても周知方依頼がありました。

既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に対して、レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤を使用する際の留意事項については、「レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和6年5月7日付け日医発第321号（保険））の「レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について」を以て貴会宛てにお送りしております。

本通知は、今般、レブリキズマブ（遺伝子組換え）製剤の電子化された添付文書の改訂に伴い、最適使用推進ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものです。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キットに係る一般用検査薬の製造販売承認申請の取扱いについて」の一部改正について

日医発第286号（技術）令和7年5月15日
日本医師会常任理事　宮川　政昭

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記の文書が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を同時に検査できる抗原定性検査キットに係る医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認申請については、「一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キットに係る一般用検査薬の製造販売承認申請の取扱いについて」（令和4年12月2日付け日医発第1704号（技術）にて貴会宛てに送付済み）ガイドライン等により取り扱われることが示されているところです。

本通知は、インフルエンザウイルスを検出する体外診断用医薬品について、「インフルエンザウイルスを検出する体外診断用医薬品の添付文書等の自主点検等について」（令和6年12月11日付け日医発第1562号（法安）にて貴会宛に送付済み）を以て、経鼻弱毒生インフルエンザワクチン接種後一定期間は、ワクチン由来のインフルエンザウイルスにより、陽性の結果が出る場合があるため、製造販売業者は添付文書等の自主点検を行い、必要な場合には改訂及び医療機関等への情報提供を実施するよう周知されたことなどに伴い、当該ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものです。具体的な改正内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

「一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットに係る製造販売承認申請の取扱いについて」の一部改正について

日医発第287号（技術）令和7年5月15日
日本医師会常任理事　宮川　政昭

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記の文書が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

一般用の抗原定性検査キットに係る医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認申請については、「一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットに係る製造販売承認申請の取扱いについて」（令和4年8月22日付け日医発第961号（技術）にて貴会宛てに送付済み）ガイドライン等により取り扱われることが示されているところです。

本通知は、新型コロナウイルス感染症について、令和6年4月以降、通常の医療提供体制になったことを踏まえて、厚生労働省のホームページにおいて、都道府県が公表する新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口の掲載を終了したことに伴い、当該ガイドラインを一部改正したことの周知を依頼するものです。具体的な改正内容につきましては、新旧対照表をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（生産性向上・職場環境整備等支援事業）の内示等及びQ&A（第3版）について

日医発第289号（医経）令和7年5月15日
日本医師会常任理事　宮川　政昭

厚生労働省より、「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ＆A（第3版）」が発出され、本会に情報提供がございました。

今般のQ＆A（第3版）では、特に、①医療機関が申請時点ですでに支出が終わっている場合に、事務の簡素化を図る観点から、都道府県が申請書と実績報告書を同時に提出させることは差し支えない事（Q18）、②ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分は本事業の給付対象になり得る事（Q33）等が示されています。

【添付資料】（※e-資料）
- 令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業（生産性向上・職場環境整備等支援事業）の内示及び交付申請について（令和7年5月13日厚生労働省医政局医療経理室）
- 生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ＆A（第3版）（令和7年5月14日）

※広島県における「生産性向上・職場環境整備等支援事業」の実施につきましては、詳細が決定されましたら広島県ホームページ等にて案内予定となっております。

広島県

地域を支える皆様を応援します！

物価高騰

医療機関等支援事業のご案内

物価高騰の影響を受ける保険医療機関等に対し、光熱費及び食材料費の一部を支援する補助金を支給します。

申請受付期間

物価高騰支援

令和7年 5月12日(月)～7月31日(木)

支援対象者（いずれも広島県内の医療機関等が対象です）

物価高騰支援

病院	光熱費	食材料費
有床診療所	光熱費	食材料費
無床診療所	光熱費	
あんま･はり･きゅう･柔道整復師	光熱費	
歯科技工所	光熱費	
薬局	光熱費	

申請方法

原則 WEB申請 とします

（郵送申請希望の場合は事務局へお問い合わせください。）

複数の施設を運営している事業者は、まとめて申請いただけます。

詳しくはこちらをご確認ください。
専用ホームページ ▶▶▶

https://hiroshima-iryo.jp

［対象外の医療機関等］
・国、県、市町又は一部事務組合等が開設者の医療機関等
・「物価高騰」に関して、広島県が実施する他の補助金等の交付対象となる者

支援を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

医療機関等支援事業　支援額

	物価高騰支援金	
	光熱費	食材料費
病院	1床あたり 12,000円	1床あたり 2,500円
有床診療所	1施設あたり 160,000円	1床あたり 2,500円
無床診療所	1施設あたり 40,000円	—
あんま・はり・きゅう・柔道整復師	1施設あたり 7,500円	—
歯科技工所	1施設あたり 8,500円	—
薬局	1施設あたり 20,000円	—

WEB申請について

1. 別紙にて通知の**申請コード**と**初期パスワード**をご準備ください。
2. 表面記載の公式HPを確認の上、**WEB申請フォーム**へお進みください。
3. 左記画面にて**申請コード**と**初期パスワード**をご入力ください。
   - パスワード変更の指示が出て参ります。
   - **申請内容を確認する際に必要になるため、変更後のパスワードは各自自由に設定をいただき忘れないよう保管ください。**
4. **初期ログイン時**に登録の**メールアドレスへ発信**が参ります。そちらを利用し、**申請内容の登録**を行ってください。
5. **事業者情報登録後**、支援対象となります項目に関し、必要情報の登録を行ってください。

申請に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

［お問い合わせ］
広島県物価高騰に係る医療事業者支援事業事務局　電話 082-241-0891　開設時間 9:00～17:00（平日のみ）

医師国保の栞

広島県医師国民健康保険組合
☎ 082-258-3177

「組合員資格の確認調査」の実施について

医師国保組合の組合員資格について、その適正化を図るため、定期的に確認調査を行うことが国から義務付けられています。

当組合では、これまで3年に1度確認調査を行っており、前回は令和4年に実施しましたので、今年度が調査を行う年となっています。

関係書類につきまして、順次発送を行っておりますので、お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、本調査にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、提出期限までのご返送についてもご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、記入方法や添付書類など、ご不明な点等がございましたら、当医師国保組合へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

第14回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者募集

日本医師会 赤ひげ大賞

日本医師会は、今年度14回目を迎える「日本医師会 赤ひげ大賞」の候補者を募集しています。

本賞は、地域に根差した「かかりつけ医」として、地域住民の日々の健康管理と診療を親身になって行っている医師を「現代の赤ひげ」として顕彰するもので、毎年5名の大賞受賞者と若干名の功労賞受賞者に贈賞しています。

推薦は都道府県医師会長からとなりますが、もしお知り合いに本賞にふさわしい先生がいらっしゃいましたら、ぜひとも各市郡地区医師会までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

第13回赤ひげ大賞に関連した動画2本を日本医師会公式YouTubeチャンネルに掲載しています。

・第13回「日本医師会 赤ひげ大賞」表彰式

・BSフジ「密着！かかりつけ医たちの奮闘～第13回赤ひげ大賞受賞者～」

Instagramを始めました。

広島県医師会や市区郡地区医師会のイベント情報をお知らせしています。
フォローをお願いします。

広島県医師会 Instagram

社保の栞

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

重要なお知らせ　令和7年度保険医療機関等（医科）指導実施計画について

広島県医師会 社会保険担当 副 会 長　岩崎　泰政
担当 常任理事　落久保裕之
副担当 常任理事　西野　繁樹

令和7年度における保険医療機関および保険医（医科）に対する各種指導について、指導大綱や厚生労働省および日本医師会が示した指針等に基づき、本県では次のとおり実施される予定である。

1.　集団指導

指導対象	指定・登録等の対象期間	実施時期
新規指定の保険医療機関	令和6年12月～令和7年3月	令和7年8月
	令和7年4月～令和7年7月	令和7年11月
	令和7年8月～令和7年11月	令和8年2月
指定更新の保険医療機関	令和7年4月～令和8年3月	令和7年8月
新規登録の保険医	令和6年6月～令和7年5月	令和7年8月

集団指導はeラーニングにより実施する。

2.　集団的個別指導

講義方式による集団部分のみ、令和7年10月に、原則、集合形式により実施する。

【医科病院　様式A-1】

類型区分別集団的個別指導対象保険医療機関選定概況　　医科（病院）

番号	類型区分（病院）	総保険医療機関数 ①	県平均点数 ②	対象点数（②×1.1）	対象保険医療機関数（①×8%）	対象保険医療機関数が1未満の場合	
						前年度まで累計	本年度まで累計
1	一般病院	172	57,807	63,587	(13.76) 13		
2	精神病院	30	41,951	46,146	(2.40) 2		
3	臨床研修指定病院 大学附属病院 特定機能病院	24	72,671	79,938	(1.92) 1		

【医科病院　様式A-2】

類型区分別集団的個別指導実施予定数表　　医科（病院）

番号	類型区分（病院）	対象点数を超えた保険医療機関数 ①	指導対象から除外した保険医療機関数 ②	①－② ③	対象保険医療機関数の上限 ④	指導予定数 ⑤
1	一般病院	38	24	14	13	13
2	精神病院	3	1	2	2	2
3	臨床研修指定病院 大学附属病院 特定機能病院	3	2	1	1	1
合計		44	27	17	16	16

（注1）「対象点数」は、様式A－1の「対象点数」欄の点数を示している。
（注2）②の「指導対象から除外した保険医療機関」とは、「1ヵ月あたりのレセプトが概ね30件未満の保険医療機関」または「前年度・前々年度に集団的個別指導、個別指導、新規個別指導を受けた保険医療機関等」である。
（注3）④の「対象保険医療機関数の上限」は、様式A－1の「対象保険医療機関数」欄の件数と同じであること。

【医科診療所　様式A-1】

類型区分別集団的個別指導対象保険医療機関選定概況　　医科（診療所）

番号	類型区分（診療科）	総保険医療機関数 ①	県平均点数 ②	対象点数（②×1.2）	対象保険医療機関数（①×8%）	対象保険医療機関数が1未満の場合	
						前年度まで累計	本年度まで累計
1-1	内科（人工透析有以外（その他））	564	1,197	1,436	(45.12) 45		
1－2	内科（人工透析有以外（在宅））	460	1,385	1,662	(36.80) 36		
2	内科（人工透析有）	43	11,037	13,244	(3.44) 3		
3	精神・神経科	92	1,241	1,489	(7.36) 7		
4	小児科	120	1,031	1,237	(9.60) 9		
5	外科	154	1,466	1,759	(12.32) 12		
6	整形外科	175	1,281	1,537	(14.00) 14		
7	皮膚科	108	713	855	(8.64) 8		
8	泌尿器科	30	1,038	1,245	(2.40) 2		
9	産婦人科	63	1,568	1,881	(5.04) 5		
10	眼科	173	1,157	1,388	(13.84) 13		
11	耳鼻咽喉科	110	710	852	(8.80) 8		

【医科診療所　様式A-2】

類型区分別集団的個別指導実施予定数表　　医科（診療所）

番号	類型区分（診療科）	対象点数を超えた保険医療機関数 ①	指導対象から除外した保険医療機関数 ②	①－② ③	対象保険医療機関数の上限 ④	指導予定数 ⑤
1－1	内科（人工透析有以外（その他））	88	50	38	45	38
1－2	内科（人工透析有以外（在宅））	99	48	51	36	36
2	内科（人工透析有）	22	6	16	3	3
3	精神・神経科	13	9	4	7	4
4	小児科	13	5	8	9	8
5	外科	27	13	14	12	12
6	整形外科	25	16	9	14	9
7	皮膚科	10	7	3	8	3
8	泌尿器科	2	2	0	2	0
9	産婦人科	8	6	2	5	2
10	眼科	37	18	19	13	13
11	耳鼻咽喉科	15	8	7	8	7
合計		359	188	171	162	135

（注1）「対象点数」は、様式A－1の「対象点数」欄の点数を示している。
（注2）②の「指導対象から除外した保険医療機関」とは、「1ヵ月あたりのレセプトが概ね30件未満の保険医療機関」または「前年度・前々年度に集団的個別指導、個別指導、新規個別指導を受けた保険医療機関等」である。
（注3）④の「対象保険医療機関数の上限」は、様式A－1の「対象保険医療機関数」欄の件数と同じであること。

3.　個別指導

①　新規個別指導（実施時期：令和7年4月中旬以降）

→新規指定後概ね1年以内の保険医療機関に対して実施する。なお、被指導者・立会者の負担軽減を図ることなどの観点から、福山地区での開催および複数卓での実施を継続する。

②　個別指導（実施予定時期：令和7年7月以降予定）

→令和7年度選定委員会で選定された保険医療機関について実施する。

なお、高点数を理由とする個別指導の実施については、令和7年度に高点数を理由とする個別指導の対象として選定された保険医療機関のうち、令和元年度の平均点数が上位から概ね8%の範囲に位置する保険医療機関を実施対象とする。

【医科病院　様式A-3】

類型区分別個別指導対象保険医療機関選定概況　　医科（病院）

番号	類型区分（病院）	① 総保険医療機関数	② ①×4%	③ 令和5年度集団的個別指導実施件数	④ ③のうち令和6年度に対象点数を上回った件数	⑤ ③×0.5	⑥ 令和6年度以前の個別指導（新規含む）で再指導となった件数	⑦ その他	⑧ 令和7年度個別指導予定数
1	一般病院	172	7	10	8	5	1	5	6
2	精神病院	30	1	1	0	1	0	0	0
3	臨床研修指定病院 大学附属病院 特定機能病院	24	1	1	1	1	0	1	1
合計		226	9	12	9	7	1	6	7

（注1）　①の「総保険医療機関数」は、様式A－1の「総保険医療機関数」欄の件数と同じであること。
（注2）　②および⑤の欄は、小数点以下を四捨五入する。
（注3）　④の「対象点数」は、様式A－1の「対象点数」欄の点数を示している。

【医科診療所　様式A-3】

類型区分別個別指導対象保険医療機関選定概況　　医科（診療所）

番号	類型区分（診療科）	① 総保険医療機関数	② ①×4%	③ 令和5年度集団的個別指導実施件数	④ ③のうち令和6年度に対象点数を上回った件数	⑤ ③×0.5	⑥ 令和6年度以前の個別指導（新規含む）で再指導となった件数	⑦ その他	⑧ 令和7年度個別指導予定数
1－1	内科 （人工透析有以外（その他））	564	23	16	9	8	2	8	10
1－2	内科 （人工透析有以外（在宅））	460	18	14	7	7	2	7	9
2	内科 （人工透析有）	43	2	3	2	2	0	2	2
3	精神・神経科	92	4	1	0	1	2	1	3
4	小児科	120	5	7	2	4	0	2	2
5	外科	154	6	5	3	3	1	3	4
6	整形外科	175	7	4	2	2	0	2	2
7	皮膚科	108	4	0	0	0	0	0	0
8	泌尿器科	30	1	2	0	1	0	0	0
9	産婦人科	63	3	4	4	2	0	2	2
10	眼科	173	7	4	3	2	0	3	3
11	耳鼻咽喉科	110	4	8	0	4	0	1	1
合計		2,092	84	68	32	36	7	31	38

（注1）　①の「総保険医療機関数」は、様式A－1の「総保険医療機関数」欄の件数と同じであること。
（注2）　②および⑤の欄は、小数点以下を四捨五入する。
（注3）　④の「対象点数」は、様式A－1の「対象点数」欄の点数を示している。

4.　その他（施設基準等適時調査）

施設基準の届出がされた保険医療機関に対して実施する。（実地での調査を予定）

会員の皆さまへ（担当理事コメント）

広島県医師会常任理事　落久保　裕之

令和7年度の個別指導も新型コロナウイルス感染症による診療に一定の配慮がなされているものの、依然として高点数が選定基準としてある。選定委員会への医師会の参加とあわせ、集団的個別指導も含めた高点数を理由とした指導が行われることについて、適宜厚生局に改善を申し入れている。

本会では、NO査定・NO返戻・NO返還を掲げ、新規を含めた個別指導の結果が全て「概ね妥当」となるよう有益な情報提供に努める。また、集団的個別指導の選定に関わる自院の診療報酬明細書1件当たりの平均点数については、中国四国厚生局指導監査課（TEL：082-223-8209）へ必要に応じてご確認いただきたい。

最後に、物価高騰・人件費の増加など医療を取り巻く環境は厳しくなっており、本会としても令和8年度診療報酬改定に向け、必要な提言・要望を日本医師会へ行っていくので、会員の皆様のご協力をお願いする。

e-広報室　e-資料　通達文書（社保関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e-資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。

e-資料　「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

令和7年5月8日（日医発第238号・保険）

医療機器の保険適用について一部訂正が行われた。

e-資料　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について　令和7年5月8日（日医発第263号・保険）

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部が改正され、令和7年5月1日より適用とされた。
※日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定

e-資料　医療機器の保険適用について　令和7年5月8日（日医発第264号・保険）

令和7年5月1日から新たに保険適用となった医療機器が示された。

e-資料　保険医療機関における書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について　令和7年5月15日（日医発第268号・保険）

令和6年度診療報酬改定において施設基準や療養担当規則等で書面掲示が求められる事項については、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないとされたものの、令和7年5月31日までの間は経過措置が設けられており、令和7年5月7日付け日医発第241号（保険）「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」【本誌2623号（5月15日）掲載】により案内している。（※ただし、自ら管理するウェブサイトを有しない保険医療機関等は対象外）

この度、経過措置の期限が近づき対応が求められることから、ウェブサイトへ掲載が求められる項目を整理した。

詳細な内容は通知の全文をご確認ください。

《ベースアップ評価料　賃金改善計画書・実績報告書の提出》

～令和6年度にベースアップ評価料を算定した医療機関～

(1)　令和7年度分「賃金改善計画書」を4月に作成し、令和7年6月末までに厚生局に提出。
(2)　令和6年度分「賃金改善実績報告書」を作成し、令和7年8月末までに厚生局に提出。
　令和7年3月以降にベースアップ評価料を届出し、令和7年度から届出受理・算定を開始した場合は令和7年度内の提出は不要です。

厚生労働省　ベースアップ評価料等の特設ページ（説明・様式など掲載）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

提出方法　中国四国厚生局指導監査課へ電子メールにエクセルファイルを添付・提出
問合せ先　中国四国厚生局指導監査課　電話番号　082-223-8209

日本医師会メンバーズルーム※に**賃金改善実績報告書（診療所用）**が掲載。
※https://www.med.or.jp/login.html
トップ ＞ 医療保険・介護保険 ＞ 診療報酬改定に関する情報〈令和6年度〉

e-広報室「医事紛争関係」ページに相談窓口があります！

患者とトラブルになった…弁護士へ相談したい…など
医事紛争に関するお困り事は、相談窓口よりお気軽にご相談ください！
お電話でご相談を受けた場合、経緯を口答で一から伺うこととなります。
相談窓口からご相談いただくとより迅速かつスムーズに相談対応が可能となりますので
お困りの際には、ぜひご活用ください。

＜相談内容（例）＞
患者等とのトラブル対応
弁護士への相談依頼
診療情報の開示
医療記録の保存義務
警察からの捜査協力依頼
応招義務
SNSの誹謗中傷等
医療費未納への対応、医賠責保険について…など

【e-広報室医事紛争相談窓口】
https://news.hiroshima.med.or.jp/member/medical-dispute/inquiry/

広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

当センターでは、今年度も地域医療の医師確保に向けた各種事業等に精力的に取り組んで参ります。

事業の大きな柱の一つは、広島大学ふるさと枠、岡山大学地域枠広島県コース出身の医師の配置調整です。令和8年度は140名を超える医師が配置の対象となりますので、関係機関等と連携を図り、中山間地域の市町・医療機関等の期待に応えるような配置を行って参ります。

二つ目は、県内で働く若手医師の確保に向け、引き続き合同説明会に出展します。初期臨床研修医のマッチングと採用数が過去最高となるよう、臨床研修病院の皆様と協力して取り組んで参ります。（今年度は福岡・大阪・東京と、福山で出展）

皆様方には、引き続きご助言とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

●女性医師等就労環境整備事業補助金

子育てと仕事を両立しやすい、働き続けやすい職場環境づくりのため、次のとおり医療機関への補助事業を実施しています。　（※補助金の交付は県が行います。）

メニュー	補助対象医療機関	基準額	補助率	昨年度実績
女性医師等短時間正規雇用導入支援事業	女性医師等の短時間正規雇用制度を導入し、当該制度により女性医師等を雇用する医療機関	350千円/月	2分の1	28病院
ベビーシッター等活用支援事業	ベビーシッター等保育サービスを活用する女性医師等に対して、一定の助成を行う制度を導入する医療機関	120千円/月	2分の1	—
宿直等代替職員活用支援事業	育児・介護中の女性医師等の宿直・休日勤務等を免除し、当該女性医師等の代わりの非常勤勤務医師を宿直等に勤務させる医療機関	200千円/月	2分の1	21病院
復職研修支援事業	育児等のために離職し、再就業に不安を抱える女性医師等を対象として、指導医のもとで復職研修を行う医療機関	11,140千円	2分の1	—

※ 予算の範囲内での交付のため、補助金の額を減額する場合があります。

●令和7年度もふるさとセミナーが開催されます

広島大学医学部ふるさと枠の学年を越えて集まる場として、「ふるさとセミナー（ふるセミ）」があります。

毎週水曜日に1年生から4年生までが一堂に会して、地域医療セミナーの事前学習から、採血・縫合といった医療手技の体験まで多岐にわたった内容を行います。ふるセミを通して、たくさんのことを学び吸収し、将来につながる人間関係を築いていっていただきたいと思います。

事務局　（公財）広島県地域保健医療推進機構　地域医療支援センター
〒732-0057　広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F　TEL：082-569-6491　FAX：082-569-6492
E-mail：iryou@hiroshima-hm.or.jp

ふるさとドクターネット広島
https://www.dn-hiroshima.jp

ドクターネット広島登録者数
3,726名（R7.4.30 現在）
（男性 2,455 名、女性 1,271 名）

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

e-広報室　e-資料　通達文書（介護保険関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。

e資料 「介護人材確保・職場環境等改善事業に関するQ&A（第2版）」の送付について　日本医師会　令和7年5月2日（日医237）

厚生労働省より、「介護人材確保・職場環境等改善事業に関するQ＆A（第2版）」が示された。第1版からの変更点として、問21から問26が新規で作成されている。

e資料 認知症施策推進計画の策定促進について（情報提供）

日本医師会　令和7年5月7日（日医239）

厚生労働省から各自治体宛てに「都道府県認知症施策推進計画」及び「市町村認知症施策推進計画」の策定を支援するため、都道府県・市町村向けの推進計画に係る手引き等について示されたので参考として情報提供する。

e資料 ケアプランデータ連携システム5月16日㈮「まもなく受付開始！キャンペーン直前導入セミナー」開催のご案内（情報提供）

日本医師会　令和7年5月8日（日医266）

ケアプランデータ連携システムのライセンス料を1年間無料とする「フリーパスキャンペーン」が6月1日から実施されることに先立ち、キャンペーンに関する説明会がYoutube（事前申込不要）で開催される。当日の内容は後日アーカイブ動画でも視聴可能。

e資料 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

日本医師会　令和7年5月8日（日医267）

中山間地域等の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、中山間地域等に係る加算の取得要件の弾力化を行うこととされたことを踏まえ、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」が改正された。本通知による改正後の取扱いについては、令和7年5月の算定分から適用することとされ、各都道府県には、通常の締切りにかかわらず申請を受け付けるなど柔軟に対応いただきたい旨が示されている。

勤務医ニュース

頑張る医師が報われるための医師の偏在対策とは

広島市立北部医療センター安佐市民病院　加藤　雅也

2024年度の働き方改革と診療報酬改定がもたらしたものは、人件費の増大、医療の集約化の推進、地域の医療者不足である。地域医療構想、医師の働き方改革、医師の偏在対策は三位一体でなければ円滑には進まないが、医師の偏在対策が進まないまま働き方改革を行ってしまったことで、医療現場は大きな負担を強いられている。

特に最近は下積みが長い多忙な診療科には進まず、若いうちからすぐに結果が出せてQOLも保てる診療科に進む若い医師が多く、直美や直産といったすぐに高額な報酬を得ることができ、十分なQOLが保てる道に進む若者が後を絶たない。

地域救命救急センターに運ばれる救急患者の多くは85歳以上の高齢者で、ドラマのようにドクターヘリに乗って颯爽と患者を救う場面にはめったに遭遇しない。高齢者救急には多種多様の社会的背景をもった患者に迅速に対応する能力が必要で、加えてマンパワーが必要であるが、臨床現場で需要の高い分野の医師が不足する現状では、使命感を持って救急に携わる医師は疲弊している。

医師の偏在改革といっても地域の医師不足ばかりがトピックになっているが、総合病院では診療科間の医師の偏在が非常に深刻である。多忙な労働環境のなかで使命感を持って命に直結する専門的医療、救急医療、緊急手術に携わっている医師が報われる体制改革が喫緊の課題である。

これからは高度な手術は集約化するしかないが、特に問題なのは救急疾患の緊急手術である。救急の現場で緊急手術が必要となった際に町中の病院まで搬送する間に患者は亡くなってしまう。私は庄原赤十字病院から広島市内まで何度も患者を搬送した経験があるが、搬送途中で急変されたことも少なからず経験した。専門医療の極端な集約化は中山間地の医師の負担を増加させ、地域による医師の偏在改革に逆行する可能性は考慮すべきである。

15年後には高齢者人口はピークに達し、以後は今よりも急速に日本の人口が減少する。医療需要が急速に減っていくなかで確実に医師過剰となる。直美、直産に進む医師のように若くて元気な年代に救急患者を診療していない医師は臨床能力がないため、職を失うことになる。現在はその過渡期にあたり、社会的背景に問題が多い高齢患者を生活に戻す能力がない臓器専門医は総合診療医に頼らざるを得ない。総合診療医のような幅広い臨床能力を持ち複雑な社会的背景の患者にも対応できる医師は専門医であり、これから先もずっと必要とされる。

多数の総合診療専門医、少数の臓器専門医の時代に入ると、専門医のうち救急疾患の専門的治療を行う医師はより需要が高く、待機的治療・手術の専門医はほんの一握りの神の手で十分となる。そうなる前に診療科間の医師の偏在に画期的なメスを入れる必要がある。「医師は労働者」となったが、「平等な労働者」ではない。それを明らかにしたのが令和2年からの新型コロナウイルス感染症であった。あの期間も命を守るために必死に働いた診療科と診療制限が可能であった診療科はDPCで確実に把握できるはずである。

われわれ古い日本人は武士道、根性論で頑張ってきたが、今の若者はそのような考え方には同調できない。命に直結する専門的医療、救急医療、緊急手術に携わっている医師の地位を上げるためには、働き方の画期的転換、能力の高いコメディカルの育成とタスクシフト・シェアの推進、一律の時間外給与ではない給与体系の改革とそのための専門医制度改革、医師に負担を強いるような現在の診療報酬の改定、医学部教育の改革、世論の誘導を日本社会全体で実践していかなければ、地域医療をまもっている総合病院は次々に消滅し、ほどなく地域医療は崩壊する。

禁煙コーナー

身近な喫煙所事情

広島県医師会　副会長　岩崎　泰政

2年前に皮膚科医の私が、医師会内で禁煙担当になった直後に、このコーナーの執筆依頼があり、禁煙活動の素人であるとして喫煙に関する極めて個人的回顧録「タバコと私」を執筆した。以降身の回りの禁煙・分煙の状況を観察する生活が始まった。

20年以上ほぼ毎日通う広島・福山間の通勤ルートのJR福山駅の駅前広場の一角に、福山市名誉市民である平櫛田中（ひらくしでんちゅう）作の大きな「五浦釣人（いずらちょうじん）」の銅像があり、市民や観光客に愛され、待ち合わせ場所としても有名である。しかし昨年、その銅像のすぐ横で突然工事が始まり、1ヵ月で天井も屋根もないガラスで仕切られた小さな施設が誕生した。最初はこの駅前の一等地に何ができるのかとわくわくしたが、公共喫煙所であった。通勤の途中に観察するといつもかなり混んでいる。ただし、タバコの煙はモクモク空に放出である。

喫煙に関する国内の社会情勢は、1987年に旧厚生省より「喫煙と健康問題に関する報告書」が公表され、1992年に公共交通機関や公的機関内で徹底した分煙が進み出した。1997年の厚生白書でも喫煙の健康への悪影響と受動喫煙やニコチン依存が指摘され、公衆衛生審議会でも生活習慣病対策にタバコ対策の重要性が強調された。さらに2000年の「21世紀における国民健康づくり運動報告書」を境に、タバコからのあらゆる保護を目的とした対策が講じられ、1999年の東京都千代田区でのポイ捨て条例に次いで、2002年にはさらに進んだ路上喫煙防止条例が施行された。2003年施行の健康増進法では、多数の人が集まる学校や病院、劇場、百貨店などでは受動喫煙対策が規定された。

そしてついに2020年には、望まない受動喫煙の防止、特に健康影響が大きい、子供や患者に配慮した改正健康増進法が施行され、学校・病院・児童施設等、行政機関、バス・タクシー・航空機については敷地内禁煙となったが、屋外では喫煙所の設置が可能である。ただし、以前あった福山市役所内の喫煙所は建物内、および敷地内屋外の喫煙所とも撤去されていたし、病院も当然屋外も含め敷地内完全禁煙となったところが多い。また多数が利用する施設、旅客船舶・鉄道、ホテル、飲食店などにおいて喫煙室設置可能な原則屋内禁煙、すなわち罰則付きで全面禁煙となった。身近ではタクシーや新幹線内も分煙から完全禁煙となり、新幹線内の喫煙スペースも廃止となり、禁煙化が実感できた瞬間であった。ただし、広島駅や福山駅新幹線ホームには屋根付き排気装置付きの喫煙室が設置してあり、JR各社は喫煙者への配慮も怠っていないようである。またJTのインターネット検索で最寄りの喫煙室設置の飲食店などの検索ができるのが現状である。

話を市中の公共喫煙所に戻すと、広島市や福山市では分煙環境の整備、およびポイ捨ての防止を目的に、市内中心部の公園などの公的場所に数ヵ所喫煙所を設けている。福山駅前の喫煙所もこれに当たるが、設置しないのが望ましいが、設置するにしても人通りの多い場所や、多くの人が集まる場所を避けるなど、設置場所に配慮が欲しい。

最後に落ちを一つ。実は前回の「タバコと私」のコラムの末文に「葉巻愛好も含め、喫煙習慣は個人の自由意志に基づく嗜好の一つでもあり文化ともとられ、健康に悪くても癒やされ救われる人もいるので、完全否定はできない。個人的には多様性が問われる昨今、愛煙家個人の責任で禁煙・分煙ルールを守りその文化を楽しんでもらって良いと思う」と書いた。広島県医師会速報では、事前に禁煙活動に精通された先輩のT先生に校閲をいただいた際にも、「異論があるが個人的にそう考えるなら仕方がない」と優しく意見されたが、強引に容認していただいた。しかし日医ニュースにもダイジェスト版として掲載された際には、バッサリ「日本医師会は喫煙そのものが健康に悪影響で完全否定」と医師であれば分煙ではなく禁煙を目指すと意見され削除した。まだまだ勉強不足、考えが甘いと痛感したエピソードである。

美容医療のトラブル急増中！

JA広島総合病院　形成外科　長谷川　美紗

（佐伯地区医師会会報　2025.1　第623号より転載）

当科では美容医療は提供しておりませんが、日本美容外科学会（JSAPS）に所属していますと美容医療の困った現状についての通達が最近とても多くなっていると感じます。加熱する美容医療の背景には消費者の美容意識の高まりがあります。景気動向にかかわらず、年々、美容にかける金額は増加傾向にありますし、全年代（15～69歳）の女性で1年間（2022年）に美容医療（医療脱毛、美容内科・皮膚科、美容外科、矯正歯科）を利用した割合は11.8%、20代女性に限定すると25.2%にも上るようです*1。

身近になった美容医療を気軽な気持ちで利用してしまうのかもしれませんが、トラブル件数は急増しており満足な結果が得られていない利用者も多そうです。「レーザー脱毛」「豊胸」「脂肪吸引」といった医師が行う美容医療において、その販売方法や広告に問題のあるものや、皮膚障害や熱傷などの危害を受けたという相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。データベースに登録された美容医療に関する相談件数は2018年には2000件程度だったのが、2022年には3798件、2023年には6264件と年々倍増しています*2。安全な美容医療を受けるのにクリニック選びは重要ですが、情報源としてInstagramを参考にしている人が10～20代では3割を超えているようです*1。医療法により広告内容は規制されていますが、SNSで医師個人が発信する自己表現のような広告はまだまだ整備されておらず、消費者は情報を手軽に得られるようになった反面、信頼できる情報なのかを判断する必要性に迫られています。

2021年厚生労働省はJSAPSの協力の下「医療広告規制におけるウェブサイト等の事例説明書」を作成し、誇大広告はもちろんのこと、編集された体験談や説明のないビフォーアフター写真の供覧禁止など細かく規制し、消費者にやさしくない美容医療の現状が改められるよう対策を講じています。しかし3年間のうちに上記の事例説明書はすでに第4版が公表されており、美容業界の倫理感を是正するのは簡単ではないようです。

*1：株式会社リクルート　ホットペッパービューティーアカデミー「15～69歳男女の美容医療意識やクリニックの利用状況」より引用
*2：独立行政法人　国民生活センターのHPより引用

不正大麻・けし撲滅運動月間　4月1日～6月30日

5月・6月は「不正大麻・けし撲滅運動月間」です。※広島県は4月から6月

広島県では、みなさんに大麻・けしに関する正しい知識をもっていただき、不正な栽培及び自生の大麻・けしを除去して、その撲滅を図る運動を行っています。

・許可なく栽培・所持してはいけません。
・身近で自生していることがあります。
・判断がつかない場合は相談してください。

詳しい特徴・見分け方などを広島県のホームページで説明しています。

不正栽培または自生している大麻・けしを発見した場合は、中国四国厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管課、保健所、警察署へ連絡してください。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/yakubutsurannyoubousi/

廣島醫学コーナー

「廣島醫学」78巻5号（5月28日発行）の論文等掲載を次のように予定しております。
ぜひご精読ください。

	論　　文　　名	著　　者	所　　属
図　　説	外耳道炎を伴わなかった頭蓋底骨髄炎の1例	清原敬一郎　他	マツダ株式会社　マツダ病院 耳鼻咽喉科
原　　著	骨盤臓器脱に対する腹腔鏡下仙骨膣固定術術後5年の治療成績	有地　直子　他	一般財団法人倉敷成人病センター 泌尿器科 （現籍：特定医療法人財団竹政会 セントラル病院泌尿器科）
症例報告	血液凝固第ⅩⅢ因子が症状改善に有効であった先天性乳び腹水の1例	平川　明樹　他	広島市立病院機構広島市立広島市民病院 総合周産期母子医療センター （現籍：庄原赤十字病院 小児科）
症例報告	傍尿道嚢腫の1女児例	平原　　慧　他	県立広島病院　成育医療センター 小児外科
症例報告	免疫抑制療法中に発症した播種性水痘・帯状疱疹ウイルス感染症による多臓器不全の1例	加藤　一輝　他	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院　初期臨床研修医
地域医療	当院におけるCOVID-19のワクチン接種・診断と治療の取組み	大宇根晃雅	医療法人晃全会 大宇根内科呼吸器科クリニック
学　　会 だ よ り	第69回広島循環器病研究会		
編集後記		石川　暢恒	

※　広島医学会が発行する学術雑誌「廣島醫学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。
　廣島醫学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思います。

廣島醫学編集委員会
委員長　伊藤　公訓
委員一同

「よろず相談室」のご案内

本会の福祉活動の一環として、顧問公認会計士・税理士・行政書士による「よろず相談室」を開設いたします。
会員の先生方からご連絡をいただいたのち、日程を調整させていただきます。
医業経営に関するお悩みや医院開業・医業継承に関するアドバイス、資産運用のご相談など、お気軽にご相談ください。

担 当 者　中村　政英（中村公認会計士事務所　公認会計士・税理士・行政書士）
則武　伯孝（則武伯孝税理士事務所　税理士）
申込方法　主な相談内容、日程、希望の実施方法（対面/電話/Zoom等）を記入しE-mail：keiri@hiroshima.med.or.jpもしくはFAX：082-568-2112にて広島県医師会経理課までご連絡ください。
※自施設等でのオンライン対応が難しい場合には、広島県医師会館にてZoomが使用できるよう準備いたしますので、その旨併せてご連絡ください。

（広島県医師会経理課）

広島県医師協同組合
情報

MEDICAL SUPPLY GooDs 医療用品カタログ
メディカル・サプライグッズ
5月下旬にお届けします！
2025-2026 年版を 発刊しました！

＊今年も医師協だよりに同封せず、カタログ発行元より直接お送りします。

調べやすい
オンライン ショップ
価格、在庫状況が確認できます。
キャンペーン情報も配信中！

スマホでもアクセスできます！

https://msgoods.jp/

便利

当日発送
※在庫があるものは 15 時までのご注文で当日発送します。
（取り寄せ商品は除く）

はやく届く

1回の注文合計金額
5,000 円(税抜)以上で
送料無料
※5,000 円未満（税抜）の場合、送料が 500 円（税抜）かかります。

おトク

広島県医師協同組合
TEL(0120) 64−2237
https://www.hmca.or.jp/
公式 HP

ドクターバンク情報

令和7年5月25日現在

求人登録

職種	診療科	件数
医師	内科	17件
	総合診療科	1件
	整形外科	4件
	外科	1件
	形成外科	1件
	皮膚科	1件
	耳鼻科	1件
	精神科	2件
	小児科	1件

求職登録

職種	診療科	件数
医師	内科	10件
	心臓血管外科	1件
	小児科	1件
	泌尿器科	1件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
ドクターバンク事務局　TEL：082-261-6115
広島市東区二葉の里三丁目2番3号　県医師会館5階

Web申込可

募　集　コ　ー　ナ　ー

Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

第34回ジュノー記念祭

ドクター・ジュノー顕彰事業実行委員会は、マルセル・ジュノー博士の遺徳を偲び、平和の尊さを青少年に伝えるために、毎年ジュノー忌（6月16日）にあわせ記念祭を開催しています。

今年度も平和記念公園緑地帯にあるジュノー顕彰碑前で第34回記念祭を開催いたします。被爆直後の広島に救護の手を差し伸べた最初の外国人であるマルセル・ジュノー博士の勇気ある行動と博愛の精神を讃え継承するためにも皆さまのご参加をお願いします。

日　時　令和7年6月15日㈰　10：00～11：00（予定）

場　所　広島平和記念資料館東館　南側　緑地帯内
ジュノー顕彰碑前（屋外）
※雨天決行

内　容　主催者挨拶、赤十字社駐日代表部挨拶、
広島県知事、広島市長メッセージ
平和の誓い（ガールスカウト広島県連盟、
日本ボーイスカウト広島県連盟）
広島少年合唱隊合唱
献花　など

©ICRC

お問合

広島県医師会学術課
TEL　082-568-1511
FAX　082-568-2112
メールアドレス　gaku@hiroshima.med.or.jp

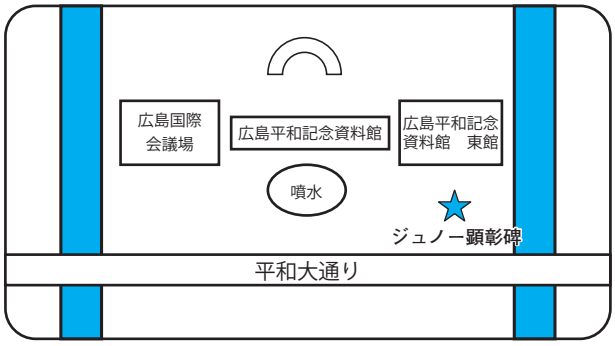

ご注意

・駐車場はございません。
・悪天候など不測の事態が起きた場合、やむなく中止することがございます。
・お席および献花用の花については、ご参加者の皆様全員分をご用意できないことがございます。
・暑さ対策に十分ご留意ください。
・念のためマスクのご用意をお願いします。

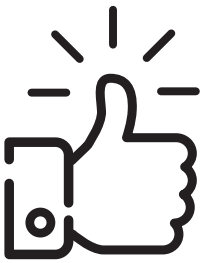

Facebook更新！

もみじ医が広島県医師会などのイベント情報をお知らせしています。
フォローして最新情報をチェックしましょう。

日本医師会 令和7年度（第59回）臨床検査精度管理調査

日本医師会では、診療の用に供する臨床検査の質的向上を図るため、今年度も下記要領により精度管理調査を実施することとなりました。

検査項目は貴施設で日常実施している項目についてのみ参加していただき、施設外に委託している外注項目は除外して下さい。ただし、検体検査院内委託（いわゆるブランチラボ）の場合は精度管理が重要ですので是非参加して下さい。

参加対象施設

病院・診療所等に付設する臨床検査室等、医師会臨床検査・健診センター、登録衛生検査所、健診機関および臨床検査を日常業務として実施している機関とします。なお、試薬・機器メーカーについては、参加対象としますが、集計からは除外します。

また、検体測定室については、診療の用に供さない検体検査と定義されていること、使用される測定機器に対して適切な調査試料が提供できないことから、参加対象外とします。

実施時期

令和7年9月・10月

試料送付日・回答締切日

（臨床検査室等）　**送付日：令和７年９月９日㈫（到着予定）**
締切日：令和７年９月18日㈭
（試薬・機器メーカー）**送付日：令和７年９月30日㈫（到着予定）**
締切日：令和７年10月９日㈭

回答方法

インターネット上での回答となります。紙の回答票では一切回答できません。

参加申込方法

日本医師会臨床検査精度管理調査ホームページ（https://www.jmaqc.jp/）からログインし、お申し込み下さい。

参加申込受付期間

令和7年5月19日㈪9：00～令和7年6月20日㈮17：00

＊6月20日㈮17：00までに参加申込手続きを完了（**確定**）させてください。

参加費用

53,000**円（税込）**

参加費用には試料費・集計費・報告書作成費・送料を含みます。

ただし、費用の振込み手数料につきましては、各施設でご負担をお願いします。

参加費用振込締切日

令和7年7月31日㈭

【精度管理問合せ窓口】　受付時間：9：00～17：00

TEL：0120-944296（フリーダイヤル）または、メール　support@jmaqc.jp

令和7年度広島県循環器病（脳卒中・心疾患）に係る治療と仕事の両立支援セミナー

目　　的

講義を通し、企業の職員と医療・介護関係者の循環器病（脳卒中・心臓病等）の治療と仕事の両立支援についての理解の促進を図るとともに、事例を通じて、課題や解決策を具体的に学び、参加者自身が自分の状況に当てはめて治療と仕事の両立支援について考える機会を提供する。

開催日時・方法

令和7年6月19日㈭　14：00～16：00　オンライン（Zoom）　※受講無料

対　　象

産業医・産業保健スタッフ、医療関係者、介護関係者、企業の経営者、人事・総務、労務等に関わる職員、職員健康担当等の行政職員　等　働くみなさま

プログラム

時　　間	内　　容	講　師　等
14：00～14：05（5分）	開会あいさつ	広島県健康福祉局健康づくり推進課
座長　中国労災病院治療就労両立支援センター　所長　豊田　章宏 先生		
14：05～14：55（50分）	循環器病の治療と仕事の両立支援～背景と実際～	産業医科大学　医学部　両立支援科学　准教授　永田　昌子 先生
14：55～15：05（10分）	質疑応答	
15：05～15：15（10分）	休憩	
15：15～15：30（15分）	疾患による後遺症を抱えた従業員の職場復帰に向けた医療機関と事業場の連携	新日本造機株式会社　呉製作所副所長　企画管理部　主幹　業務グループリーダー　壇　哲也 氏
15：30～15：40（10分）	広島産業保健総合支援センターによる連携支援	広島産業保健総合支援センター　産業保健専門職　寺村　清美 氏
15：40～16：00（20分）	質疑応答・意見交換	助言者：永田先生、豊田先生
16：00	閉会	

セミナーホームページ　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/junkanki/ryoristusien.html

※申込みはこちらからできます。

※年度のセミナーのアーカイブ配信も申込者限定で行います。詳しくはHPをご覧ください。

※ホームページQRコード

※申込用QRコード

そ　の　他

主催：広島県、共催：広島産業保健総合支援センター　※日本医師会認定産業医研修単位取得なし

令和7年度 高度医療・人材育成拠点（新病院）県民公開セミナーのご案内

広島県では令和5年9月に「高度医療・人材育成拠点 基本計画」を公表したところであり、当拠点である新病院に期待される機能や役割等について、県民の皆様に理解を深めていただけるよう、県民公開セミナーの開催を予定しております。是非ご参加ください。

日　　程　**2025年（令和7年）7月6日㈰　13：00～16：00（12：30開場）**
会　　場　**広島県医師会館1階ホール**（広島市東区二葉の里3丁目2-3）
定　　員　会場定員300名（YouTubeによる視聴可・定員なし）
募集期間　令和7年6月25日㈬まで（※定員になり次第締切）
対 象 者　一般県民、医療従事者　等
参 加 費　無料
主　　催　広島県
共　　催　広島県医師会、中国新聞社
内容（予定）

時　間	プ ロ グ ラ ム	登　壇　者　等
13：00	開会	座長・モデレーター 広島市立病院機構　理事長　秀　道広
13：05 ～13：10	開会の挨拶	広島県医師会　会長　松村　誠 （代読：副会長　岩崎　泰政） 広島県健康福祉局　局長　北原加奈子
13：10 ～13：25	県からの説明	広島県健康福祉局　医療機能強化担当部長 渡部　滋
13：25 ～13：40	基調講演 「患者目線での医療DX」	県立広島病院　院長　板本　敏行
13：40 ～15：10	講演 「医療DXの未来」	1　広島県医師会　常任理事　藤川　光一 2　広島市立病院機構　本部事務局　財務課 情報・DX戦略担当課長　坂本　友禎 3　広島大学大学院　先進理工系科学研究科 准教授　檜垣　徹 4　東日本税理士法人　所長　長　英一郎
15：20 ～15：40	パネルディスカッション （県民からの質問コーナー）	司　会　秀理事長 登壇者　全講演者
15：40 ～15：45	閉会の挨拶	広島県　参与　浅原　利正

＜お申込方法＞

○FAXからのお申し込み

郵便番号、住所、名前、電話番号、年齢、属性（医療従事者、行政職員、一般のいずれか）、講師や新病院構想について質問（あれば）をご記入の上、県民公開セミナー事務局（㈱アシスト内）☎082（541）5889へFAXしてください。6月25日㈬締切後、聴講券をお送りいたします。

○PC・スマホ・携帯電話からの申込はコチラ

○Youtube視聴（申込不要）はコチラ

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会

1　目　　的

がん等の診療に携わる全ての医療従事者が、基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を習得することを目的に、厚生労働省の定めた「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知）」に基づいた研修会を、県内の各がん診療連携拠点病院において実施しています。

2　研修内容

「e-learning」と「集合研修」、双方の修了をもって、緩和ケア研修会の修了となります。

e-learning	＋	集合研修
e-learningサイトにおいて受講 （必須10科目・選択5科目）		各拠点病院等で開催される「集合研修」を受講 （グループ演習・ロールプレイなど 5時間30分以上の研修）

3　研修受講対象者

がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師。
また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も受講が可能です。

4　受講から修了証書発行までの流れ

(1)　**e-learningの受講**
○受講者は、e-learningサイト（https://peace.study.jp/rpv/）で、受講者登録を行い、e-learningを受講してください。パソコン、タブレット、スマートフォンでの受講が可能です。
○必須10科目と選択2科目を受講した後、修了テストを受けてください。
○修了テストに合格すると、修了証書発行が可能になりますので、自身のパソコンから「e-learning修了証書」を印刷してください（注意：e-learning修了証書の有効期間は2年間※となります）。

↓

(2)　**集合研修の申し込み**
○集合研修を受講する施設の申込方法等を確認し、申し込んでください。
（注意：申込の際に、「e-learning修了証書」又は「e-learning修了証書のID」が必要です）

↓

(3)　**集合研修の受講**

↓

(4)　**回答期限までに、e-learningサイトでポストアンケートに回答（回答期限厳守）**

↓

(5)　**修了証書の発行**　（修了証書は、集合研修受講施設から交付されます）

5　集合研修の開催予定

開催日時	主催者	定員	申込期限	申込・問合先
令和7年 7月13日㈰ 9:00～16:55	広島大学病院 （広島市）	32名	6月13日㈮ 17：00	医療支援グループ／がん治療センター 緩和ケア研修会担当（高畑） （TEL）082-257-5934 申込みは下記のホームページをご確認ください https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/cancer/kensyu#kanwa

6　問合せ先

①　研修会への参加を希望される場合は、各研修会の主催者に直接お申し込みください。
②　緩和ケア研修会全般に関する問合先は、広島県　健康福祉局　健康づくり推進課　TEL：082-513-3093

7　参　　考

○　緩和ケア研修会に関するプログラムの詳細、集合研修開催予定の最新情報等については、広島県のホームページ「広島がんネット」（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/）＞「緩和ケア研修情報」＞「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会（PEACE）」をご覧ください。
○　診療報酬上、緩和ケア診療加算、がん患者指導管理料、外来緩和ケア管理料などについては、緩和ケア研修会を修了した医師が診療することが必須の算定要件になっています。

令和7年度 認知症サポート医養成研修

目　　的

本会では、広島県が推進する「認知症サポート医※」の養成を支援しています。令和7年度受講者の募集が次のとおり行われますのでお知らせします。(年間を通じての募集です)

※認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携の推進役となります。

研修実施機関　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

開催形式

・「eラーニング」と「集合研修」による複合型で、集合研修は現地受講が必須です。
・eラーニングサイトで講義を視聴し、学習理解度テストを受けていただきます。テストに合格した受講者を対象に集合研修を実施します。

研修内容　認知症サポート医として必要な次の事項の修得等

・かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
・地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センターなどの関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

研修対象者

広島県内の医療機関などに勤務する医師であって、地域において認知症の診療に携わり、かつ、**研修修了後、県・市町や県医師会が実施する事業への協力、県・市町ホームページへの氏名などの公表及び地域包括支援センター、県医師会への情報提供について、同意した者**

認知症サポート医の役割

・かかりつけ医の認知症診断などに関する相談・アドバイザー役
・地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
・かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画立案及び講師

開催日程

eラーニング：受講決定通知を受け取られたら、自分の参加されるグループワーク開催日の3日前までに受講を修了してください。集合研修は下記のとおりです。

回	開　催　日	開催場所	受講定員	**県申込期限**
1	2025年 8 月 2 日(土)	東京都	250名	**6/10(火)**
2	2025年10月 4 日(土)	札幌市	150名	**8/12(火)**
3	2025年11月29日(土)	横浜市	300名	**10/7(火)**
4	2026年 1 月17日(土)	大阪市	250名	**11/25(火)**
5	2026年 2 月21日(土)	福岡市	250名	**12/24(水)**

研修費用等（全課程を修了した場合）

・研修費用：50,000円（消費税込）**研修費用は受講者負担です。**
・支払方法：研修修了後、国立長寿医療研究センターから送付される請求書により期限までにお支払いください。

受講決定・修了証書の交付等

・受講申込みに当たっては、広島県において地域における認知症サポート医の配置状況や年齢などを考慮し推薦順位が付され、国立長寿医療研究センターに申込みが行われます。
・受講の決定は国立長寿医療研究センターが行い、広島県から通知されます。
・本研修修了者に対しては、国立長寿医療研究センター理事長から修了証書が交付されます。
・かかりつけ医などからの相談の利便を図るため、県及び市町のホームページに氏名などが掲載されます。
※ホームページで誤った情報を発信しないよう、登録情報に変更があった場合は必ず「変更届」あるいは「抹消届（県外異動、廃止時）」を提出してください。
（「広島県もの忘れ・認知症相談医設置要綱」第5条による。様式あり）

受講申込

別紙の受講申込書に必要事項を記入の上、広島県健康福祉局地域共生社会推進課にFAX（082-502-8744）又はeメール（fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp）で申し込んでください。
申込み後、確認のため、以下の申込み先へ電話連絡をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ先

広島県　健康福祉局　地域共生社会推進課　認知症共生グループ
TEL：082-513-3201（ダイヤルイン）　FAX：082-502-8744
E-mail：fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp

事業主の皆様へ

ひとりでも労働者を雇ったら、労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には**病院で健康保険証が使えません**。労災保険未加入の場合、**保険料**を遡って徴収するほか、**労災保険給付に要した費用の40%～100%が事業主負担**となることもあります。

正社員はもとより、パート、アルバイト、臨時を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）に加入する義務がありますので、すぐに労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付してください。
（ただし、雇用保険は週所定労働時間20時間以上かつ31日以上の雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります）

労働保険は、**労働者が業務中または通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等**をするものです。
事業主の皆さまには必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは**違法**です。

加入していない場合に、負傷した本人が、病院または監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続きをしてください。

お問い合わせは
広島労働局総務部労働保険徴収課
〒730-8538　広島市中区上八丁堀6-30　TEL：082-221-9246
https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/

広島県健康福祉局地域共生社会推進課　認知症共生グループ　宛
E-mail：fukyousei@pref.hiroshima.lg.jp
又は、FAX：082-502-8744

同　意　書

私は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修修了後、認知症サポート医として、次の事項について同意します。

1)　県や市町、県医師会が実施する事業に協力すること。
2)　県及び市町ホームページに、氏名、勤務先名、診療科名、勤務先住所、勤務先電話番号を公表すること、また、地域包括支援センター、県医師会へ情報提供すること。
3)　登録情報に変更があった場合は、必ず「変更届」あるいは「抹消届（県外異動、廃止時)」の届け出を速やかに提出すること。

広島県知事　様

令和　　年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和7年度認知症サポート医養成研修受講申込書

ふりがな 希望者氏名								性別	
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　歳								
職場名									
診療科（所属）	：					職　名：			
職場住所	〒								
テキスト・修了証書の送付先	〒								
連絡先	電話番号：					FAX：			
	E-mail：								
医師免許	医籍番号	第　　号							
	登録年月日	昭和・平成　　年　　月　　日							
研修に対する希望									
希望する日程	第　回								
受講料の負担		都道府県市		医師会		所属先		個人	その他

請求書送付先	郵便番号	
	住所	
	所属	
	役職	
	氏名	
	連絡先 TEL	
	E-mail	
	請求書宛先（債務者）	

※申込後、確認のため、申込先（広島県地域共生社会推進課　082-513-3201）まで電話連絡をお願いします。

第46回広島県女性医師の会 学術講演会

広島県女性医師の会

広島県女性医師の会では、専門領域を越えた女性医師の親睦と情報交換を行っております。その一つとして、毎年6月の総会に合わせ、会員以外の方・男性も参加できる講演会を開催しております。今年は会場参加のみの形式で行いますので、育児介護休業法改正でお悩みの院長先生や人事担当の先生方も是非会場でご参加ください。

（参加費無料、6月26日㈭までの事前申込みが必要です）

日　時：令和7（2025）年6月29日㈰　10時30分～12時10分

会員の方は10時からの総会、12時40分からの有料懇親会もできればご出席下さい。

場　所：広島アンデルセン　4F　デンマークルーム

（広島市中区本通7-1　〒730-0035、Tel（082）247-2403）

演題と講師：

講演　はつかいち法律事務所　弁護士　佃　祐世 先生

「育児介護休業法改正！働きやすい職場にするために…」

日医生涯教育講座単位申請中（コード6、1.5単位）

お申込み・お問い合わせ先：

6月26日㈭までに、下記ご記入の上、FAXにてご送付ください。

お 名 前（　　）　会員・非会員（どちらかに○）

医療機関（　　）　お電話（　　）

講演会（無料）　参加（　　）人・　不参加

昼食会（6,000円当日支払い）　参加（　　）人・　不参加

FAX送付先：082-504-6618　広島県女性医師の会 事務局

大手町こぶけ内科クリニック　小武家暁子

電話：082-504-6255　E-mail：jskobuke@kkobu-clinic.jp

なお、広島県女性医師の会では、会員も募集しております（年会費3,000円）。

令和7年度 広島県市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（基礎編）オンライン形式

平成28年4月から市町の実施する胃がん検診に胃内視鏡検査が追加され、県内の市町において内視鏡による胃がん検診の導入が進められています。対策型検診として実施される胃内視鏡検査の精度を一定に保つことを目的として、今年度も研修会を開催します。

ついては、市町の実施する対策型胃がん検診の胃内視鏡検査を受託されている、または今後受託することを検討されている医療機関の胃内視鏡検査医の方は受講していただきますようお願いいたします。

今年度の研修会は、オンライン形式（リアルタイム配信及び録画での事後受講）で実施いたします。何卒よろしくお願い致します。

なお、諸般の事情により実施できない場合がありますので、ご了承ください。

開催日時	令和7年7月12日㈯　13：00～16：00	開催方法	オンライン形式（zoom） 後日視聴期間を2週間設けます。
申込方法	令和7年6月27日㈮まで　【受講費無料】 申込フォーム　https://forms.gle/YdA7QuETi9WvK3go8 または右記QRコードよりお申し込みください。 ※録画での事後受講のみの場合も必ずお申込みください。		QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です
内　容（予定）	講義1　胃内視鏡検診の方法、画像評価、ピロリ感染胃炎と胃がん（60分） 講師　広島大学　保健管理センター　教授　日山　亨 先生 講義2　がん診断と症例提示1（60分） 講師　県立広島病院　内視鏡内科　部長　佐野村洋次 先生 講義3　がん診断と症例提示2（30分） 講師　広島大学病院消化器内科　診療准教授　卜部　祐司 先生 ・受講についてのアンケートにご協力お願いします。 （出欠確認はログとアンケートの提出をもって確認いたします。） ・研修終了後の習熟度テスト合格者に広島県の修了証書を交付します。		
対 象 者	・広島県内の市町の実施する対策型胃がん検診の胃内視鏡検査を実施する医師 （これから実施する予定の医師を含む） ※平成28年度から開催している同研修会「基礎編」を1度でも受講された方、または、「広島県における市町がん検診胃内視鏡検査実施に係る手引き」における検査医の条件を満たす方は受講の必要はありません。		

※検査医の条件…「広島県における市町がん検診胃内視鏡検査実施に係る手引き」より抜粋

市町の実施する胃がん検診における胃内視鏡検査に参加する医師の条件として、次のいずれかの条件を満たし、かつ胃内視鏡検診運営委員会が適格性審査を行い、その力量を認めた医師であること。

① 日本消化器がん検診学会認定医若しくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医若しくは上部消化器官スクリーニング認定医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師

② 診療、検診にかかわらず概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施しており、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上（※1）である医師

③ 胃内視鏡検査の実施が年間100件には満たないが、十分な実績（※2）があり、県の実施する研修会・講習会等への出席が一定以上（※1）である医師

※1 「出席が一定以上」とは…県の実施する「広島県市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（基礎編）」を受講していること。併せて、「広島県市町がん検診胃内視鏡検査従事者研修会（応用編）」、又は内視鏡に関連する各種学会に2年に1回以上参加していること。

※2 「十分な実績」とは…胃内視鏡検査の実地経験が、通算1,000件以上あること、又は胃内視鏡の実務に7年以上携わっていること。

【お問い合わせ】
HiTS健診プラザ（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）［ 担当者：新谷・河原］
住所：〒734-0007　広島市南区皆実町1-6-29
TEL：082-254-7155／ E-mail：s-shintani0147@hiroshima-hm.or.jp
受付時間：8：30～17：15（土・休日を除く）

注意事項

- 研修会は、申し込みのご本人のみが初めから最後まで視聴してください。
- 当日リアルタイム配信で受講した方も、録画を視聴することができます。
- 研修会の画像、音声などのコンテンツの著作権、肖像権は、研修会企画者、講演者、その他の著作権者に帰属します。コンテンツの複製（スクリーンショット、撮影等を含む）や二次的利用等は、禁止されています。
- 修了証書は業務受託者のHiTS健診プラザ（公益財団法人広島県地域保健医療推進機構）から郵送します。
- 不適切な受講があった場合、修了証の発行ができませんので、予めご了承ください。

会員の声・緑陰随想・炉辺談話
投 稿 募 集！

会員の皆さまから、県医師会速報「会員の声」「緑陰随想」「炉辺談話」コーナーへの投稿を募集します。
内容は次のとおりです。

会員の声

テ ー マ：医療・介護などに関するもので、建設的な意見・要望など。
字　　数：1,600字以内を厳守
募集期間：随時
＊同一投稿者からの掲載は年度２回まで。
＊郵送の場合は「会員の声」と明記してください。

緑陰随想

テ ー マ：旅行記、私の趣味、お店の紹介、エッセイなど
字　　数：1,600字以内（写真を含む）
募集期間：令和７年５月～７月末日
＊郵送の場合は「緑陰随想」と明記してください。
＊同一投稿者からの掲載は緑陰随想・炉辺談話を合わせて年度１回まで。
＊緑陰随想に掲載された場合は炉辺談話は投稿できません。

炉辺談話

テ ー マ：自　由
字　　数：1,600字以内（写真を含む）
募集期間：令和７年９月～11月末日
＊郵送の場合は「炉辺談話」と明記してください。
＊同一投稿者からの掲載は緑陰随想・炉辺談話を合わせて年度１回まで。
＊緑陰随想に掲載された場合は炉辺談話には投稿できません。

※投稿の採否については広報委員会で決定します。
※匿名・仮名はご遠慮ください。
※原稿は、タイトル・氏名・所属市郡地区医師会を明記してください。
※広島県医師会速報はホームページでも公開されます。

送 付 先　広島県医師会　広報情報課
〒732-0057　広島市東区二葉の里三丁目2番3号
E-mail：kouhou@hiroshima.med.or.jp　FAX：082-568-2112

MAMISの利用者登録はお済みですか？

■MAMISログインURL

https://mamis.med.or.jp/login

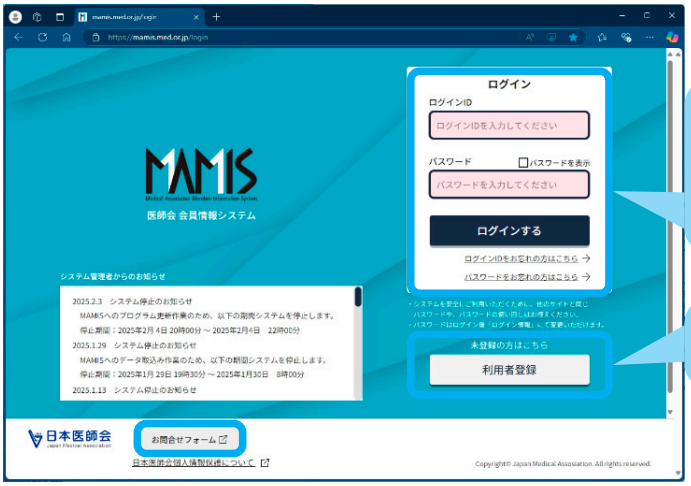

※会員の初回ログインは
「ID・パスワード通知ハガキ」
を確認のうえ入力してください

医師会未入会の方は
まずこちらから

※ハガキが見当たらないなどご不明な点はTEL：0120-110-030
またはお問合せフォームまでお問い合わせください

MAMISの初回登録の詳しい操作方法は、
上記「公開資料ダウンロードページ」内の
医師向け操作マニュアル「ログインから
利用者登録まで」をご覧ください。

■日本医師会医師向けMAMISポータルサイト
https://mamis.member-sys.info/

■MAMISポータルサイト「公開資料ダウンロード」ページ
https://mamis.member-sys.info/download/

■お問い合わせ先　医師会会員情報システム運営事務局

0120-110-030

受付時間：平日10:00～18:00
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

学術講演会・学会ガイド

注1）　1ヵ月以内の予定のみ掲載
注2）　申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております

※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

5　月　の　予　定

25	日	
26	月	日　三原市医師会学術講演会　肝疾患セミナー
27	火	日　第171回賀茂東広島精神科医会学術講演会
28	水	日　第325回竹原地区医師会学術講演会 日　第632回広島市内科医会学術講演会
29	木	●第633回広島市内科医会学術講演会
30	金	日　大竹市医師会月例会 ●第76回県立二葉の里病院オープンカンファレンス
31	土	

6　月　の　予　定

1	日	●第309回広島眼科症例検討会・ヒロシマフォーラム2025合同学会
2	月	
3	火	●呉内科会学術講演会 ●悪性リンパ腫学術講演会
4	水	●認知症研修会
5	木	日　安佐学術講演会 ●呉共済病院　地域医療連携懇談会
6	金	日　第13回「市民のための救急医療講演会」 ●国立病院機構　呉医療センター・中国がんセンター　地域医療研修センター　特別講演会 ●第25回たばこと健康・広島フォーラム →P67
7	土	
8	日	

6　月　の　予　定

9	月	日　脳血管障害てんかん診療WEBセミナー in 尾三
10	火	日　広島市佐伯区医師会学術講演会 ●第99回広島北キャンサーネット研修会 ●認知症と周辺症状を考える会in三原 ●安佐学術講演会
11	水	
12	木	日　第103回広島市中区医師会学術講演会 ●広島赤十字・原爆病院　地域連携セミナー
13	金	
14	土	
15	日	●第34回ジュノー記念祭　→P48
16	月	
17	火	日　CKD地域連携セミナー －早期診断・早期治療を目指して－ 日　安芸高田市医師会学術講演会 ●広島記念病院地域医療従事者研修会 ●第634回広島市内科医会学術講演会
18	水	日　第54回尾道循環器研究会 ●国立病院機構　呉医療センター・中国がんセンター　地域医療研修センター　定期講演会 ●第77回県立二葉の里病院オープンカンファレンス
19	木	日　第131回尾道外科系懇話会 ●東広島地区医師会学術講演会 ●令和7年度広島県循環器病（脳卒中・心疾患）に係る治療と仕事の両立支援セミナー →P50
20	金	
21	土	●第60回広島股関節研究会 ●第75回広島新生児研究会
22	日	
23	月	
24	火	

※　日は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。
※　単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。
※　広島県医師会館駐車場減免区分　1：減免対象　2：要医師資格証　3：減免なし

学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

三原市医師会学術講演会　肝疾患セミナー

と　き　5月26日(月)　午後7時

ところ　三原シティホテル　Web配信

演題と講師

ウイルス性肝炎の話題と病診連携

三原赤十字病院　医療社会事業部長　兼　第三内科副部長

鳩　岡　正　浩

※要申込

主　催　三原市医師会

連絡先　同上　TEL 0848－62－2283

単　位　1　コード　27

第171回賀茂東広島精神科医会学術講演会

と　き　5月27日(火)　午後7時

ところ　東広島保健医療センター　大会議室　Web配信

演題と講師

アルツハイマー型認知症の新たな選択肢

井門ゆかり脳神経内科クリニック　院長

井　門　ゆかり

主　催　賀茂東広島精神科医会

連絡先　東広島地区医師会　TEL 082－422－3810

単　位　1.5　コード　29

第325回竹原地区医師会学術講演会

と　き　5月28日(水)　午後7時

ところ　グリーンスカイホテル竹原　Web配信

演題と講師

心血管リスクとしてMASLDを考える

－脂質管理も踏まえて－

岡山大学学術研究院医歯薬学域　循環器内科学

准教授　三　好　　亨

主　催　竹原地区医師会

連絡先　同上　TEL 0846－22－9377

単　位　1.5　コード　75

第632回広島市内科医会学術講演会

と　き　5月28日(水)　午後7時15分

ところ　広島県医師会館　会議室　Web配信

演題と講師

たかが鉄、されど鉄

－鉄代謝と鉄欠乏性貧血の最新情報－

順天堂大学医学部付属順天堂医院　血液内科

特任教授　小　松　則　夫

主　催　広島市内科医会

連絡先　同上　TEL 082－232－7321

単　位　1　コード　73

第633回広島市内科医会学術講演会

と　き　5月29日(木)　午後7時

ところ　TKPガーデンシティ PREMIUM広島駅北口

カンファレンスルーム　Web配信

演題と講師

内科医が知っておきたい排尿トラブル

－知って得する対応法－

広島県厚生農業協同組合連合会　JA広島総合病院

泌尿器科　病院顧問　松　原　昭　郎

主　催　広島市内科医会

連絡先　同上　TEL 082－232－7321

大竹市医師会月例会

と　き　5月30日(金)　午後7時

ところ　アゼリアおおたけ　Web配信

演題と講師

神経障害性疼痛マネジメントを強化する

標準的な生活期リハビリテーション手法の模索

広島大学病院　リハビリテーション科　教授

三　上　幸　夫

主　催　大竹市医師会

連絡先　糸谷整形外科病院　TEL 0827－53－1107

単　位　1　コード　63

第76回県立二葉の里病院オープンカンファレンス

と　き　5月30日(金)　午後7時

ところ　県立二葉の里病院（旧JR広島病院）　大会議室

演　題

当科における血管炎診療

－多彩な病態とそのマネジメント－

主　催　県立二葉の里病院（旧JR広島病院）

連絡先　同上（地域医療連携室：田村）

TEL 082－262－1581

第309回広島眼科症例検討会・ヒロシマフォーラム2025合同学会

と　き　6月1日(日)　午前9時30分

ところ　広島大学霞キャンパス内　凌雲棟　講義室

一般講演

特別講演

角膜移植のパラダイムシフト

広島大学大学院視覚病態学　講師　福　戸　敦　彦

ヒロシマフォーラム2025

新生血管型加齢黄斑変性診療 A to Z

－新ガイドラインに沿って－

名古屋市立大学大学院医学研究科視覚科学　教授

安　川　　力

会　費　4,000円

主　催　広島大学大学院医系科学研究科視覚病態学教室

連絡先　広島大学眼科　TEL 082－257－5247

呉内科会学術講演会

と　き　6月3日(火)　午後7時

ところ　呉阪急ホテル　安芸の間　Wed配信

特別講演

膠原病関連ILD診療の最新トピックス

九州医療センター　呼吸器内科　部長

岡　元　昌　樹

ディスカッション

膠原病関連ILDで診断・治療を要した症例

主　催　呉内科会

連絡先　呉市医師会　TEL 0823－22－2326

悪性リンパ腫学術講演会

と　き　6月3日(火)　午後7時

ところ　Web配信

演題と講師

悪性リンパ腫における診断ポイント／

最新治療UP TO DATE

公立学校共済組合　中国中央病院　血液内科

医長　黒　井　大　雅

主　催　悪性リンパ腫学術講演会

連絡先　尾道市医師会　TEL 0848－25－3151

認知症研修会

と　き　6月4日(水)　午後7時

ところ　広島市佐伯区地域福祉センター　大会議室　Web配信

演題と講師

認知症の理解－BPSDを中心に－

こころホスピタル草津　副院長

広島市西部認知症疾患医療センター長

岩　崎　庸　子

※要申込

主　催　広島市佐伯区医師会

連絡先　同上（事務局：今川）　TEL 082－921－4800

日　安佐学術講演会
と　き　6月5日㈭　午後7時
ところ　安佐医師会館　Web配信
演題と講師
　アルツハイマー型認知症治療の新たな選択肢
　　井門ゆかり脳神経内科クリニック
　　院長　井　門　ゆかり
主　催　安佐医師会
連絡先　同上　TEL　082－873－1840
単　位　1　コード　29

呉共済病院　地域医療連携懇談会
と　き　6月5日㈭　午後6時30分
ところ　呉阪急ホテル　安芸の間
演題と講師
　呉市における生活習慣予防の取り組みについて
　　呉市福祉保健部福祉保健課　健康政策グループ
　　課長補佐　要　田　弥　生
　生活習慣病と肥満症
　　呉共済病院　副院長・代謝内科部長　岡　村　　緑
主　催　呉共済病院
連絡先　同上　TEL　0823－22－2111

日　第13回　「市民のための救急医療講演会」
と　き　6月6日㈮　午後7時
ところ　府中市保健福祉総合センター
演題と講師
　脳卒中と運転、そして人生の選択
　－救急から在宅まで、命と生活を守るために－
　　社会医療法人社団　陽正会　寺岡記念病院
　　脳神経外科医長　小　池　　司
府中消防署によるAED実技指導
主　催　府中地区医師会
連絡先　同上　TEL　0847－45－3505
単　位　1.5　コード　32，44

国立病院機構　呉医療センター・中国がんセンター
地域医療研修センター　特別講演会
と　き　6月6日㈮　午後6時30分
ところ　呉医療センター・中国がんセンター
　　管理棟　研修センター1．2
演題と講師
　不整脈診療Up to Date
　　広島大学大学院　医系科学研究科　循環器内科学
　　教授　中　野　由紀子
主　催　呉医療センター・中国がんセンター
連絡先　同上　TEL　0823－22－3816

日　脳血管障害てんかん診療WEBセミナー in 尾三
と　き　6月9日㈪　午後7時
ところ　Web配信
演題と講師
　てんかん治療の実際
　　JA尾道総合病院　脳神経外科主任部長
　　地域救命救急副センター長　阿美古　　将
主　催　脳血管障害てんかん診療WEBセミナー in 尾三
連絡先　尾道市医師会　TEL　0848－25－3151
単　位　1　コード　78

日　広島市佐伯区医師会学術講演会
と　き　6月10日㈫　午後7時30分
ところ　広島市佐伯区地域福祉センター　大会議室
　　Web配信
演題と講師
　COVID-19の教訓を未来へ
　－重症管理の進歩から学ぶ次のパンデミックへの備え
　　広島大学大学院　医系科学研究科　救急集中治療医学
　　准教授　大　下　慎一郎
※要申込
主　催　一般社団法人広島市佐伯区医師会
連絡先　同上（事務局：今川）　TEL　082－921－4800
単　位　1　コード　0

第99回広島北キャンサーネット研修会
と　き　6月10日㈫　午後7時
ところ　Web配信
演題と講師
　がんサバイバーシップと医療連携－シームレスな乳癌治療を目指して－
　　広島市立北部医療センター安佐市民病院
　　乳腺外科主任部長　恵　美　純　子
主　催　広島市立北部医療センター安佐市民病院
連絡先　同上（がん相談支援センター）
　TEL　082－815－5533

認知症と周辺症状を考える会in三原
と　き　6月10日㈫　午後7時
ところ　三原シティホテル　Web配信
演題と講師
　アルツハイマー型認知症治療の新たな選択肢
　　井門ゆかり脳神経内科クリニック
　　院長　井　門　ゆかり
※要申込
主　催　三原市医師会
連絡先　同上　TEL　0848－62－2283

安佐学術講演会
と　き　6月10日㈫　午後7時
ところ　広島市立北部医療センター安佐市民病院　Web配信
演題と講師
　ベンピと救急
　　広島市立北部医療センター安佐市民病院
　　部長　青　山　大　輝
　敗血症の気づきと初期対応
　　広島大学救急集中治療医学　教授　志　馬　伸　朗
主　催　安佐医師会
連絡先　安佐医師会事務局　TEL　082－873－1840

日　第103回広島市中区医師会学術講演会
と　き　6月12日㈭　午後7時
ところ　TKPガーデンシティ広島　パール
演題と講師
　認知症のBPSDって？－どう対応する??－
　　ふないり脳クリニック　副院長　村　上　智　子
※要申込
主　催　広島市中区医師会
連絡先　同上　TEL　082－504－6681
単　位　1　コード　29

広島赤十字・原爆病院　地域連携セミナー
と　き　6月12日㈭　午後6時30分
ところ　広島赤十字・原爆病院　東棟　講堂
　　Web配信
演題と講師
　最近の小児がん診療について
　　広島赤十字・原爆病院　小児科部長　川　口　浩　史
主　催　広島赤十字・原爆病院
連絡先　同上（地域医療連携課　溝岡・椿）
　TEL　082－241－3111

日　CKD地域連携セミナー
－早期診断・早期治療を目指して－
と　き　6月17日㈫　午後7時
ところ　府中地区医師会館　講堂　Web配信
一般講演　1題
特別講演
　CKD病診連携／重症化予防の取り組み
　－ダパグリフロジンのより早期の導入のため－
　　香川大学医学部　循環器・腎臓・脳卒中内科学
　　講師　祖父江　　理
主　催　府中地区医師会
連絡先　同上　TEL　0847－45－3505
単　位　0.5　コード　12

安芸高田市医師会学術講演会
と　き　6月17日(火)　午後7時
ところ　JA吉田総合病院　会議室　Web配信
演題と講師
医療関係者におけるワクチン接種の重要性
－次世代mRNAワクチンへの期待も込めて－
学校法人　聖マリアンナ医科大学　感染症学講座
主任教授　國　島　広　之
主　催　安芸高田市医師会
連絡先　同上　TEL　0826－42－4155
単　位　1　コード　11

広島記念病院地域医療従事者研修会
と　き　6月17日(火)　午後6時30分
ところ　広島記念病院　講義室
Web配信（Microsoft Teams）
演題と講師
当院の大腸癌手術の現状
広島記念病院　外科医長　小　林　弘　典
※要申込
主　催　広島記念病院
連絡先　同上（地域連携室）
TEL　082－292－1271

第634回広島市内科医会学術講演会
と　き　6月17日(火)　午後7時
ところ　広島県医師会館　会議室　Web配信
演題と講師
コロナパンデミックからの学び
広島県感染症・疾病管理センター
センター長　桑　原　正　雄
新型コロナは本当に普通の風邪になったのか？
広島市立舟入市民病院　副院長
総合診療科　主任部長　松　村　俊　二
主　催　広島市内科医会
連絡先　同上　TEL　082－232－7321

第54回尾道循環器研究会
と　き　6月18日(水)　午後7時15分
ところ　尾道国際ホテル　Web配信
演題と講師
ナトリウム利尿ペプチドを意識した高血圧治療
平光ハートクリニック　院長　平　光　伸　也
※要申込
主　催　尾道循環器研究会
連絡先　尾道市医師会　TEL　0848－25－3151
単　位　1　コード　74

国立病院機構　呉医療センター・中国がんセンター　地域医療研修センター　定期講演会
と　き　6月18日(水)　午後6時30分
ところ　呉医療センター・中国がんセンター　管理棟
研修センター1．2
演題と講師
ケーススタディ眼科救急入門
当院における手術加療
呉医療センター・中国がんセンター　眼科　科長
望　月　　司
主　催　呉医療センター・中国がんセンター
連絡先　同上　TEL　0823－22－3816

第77回県立二葉の里病院オープンカンファレンス
と　き　6月18日(水)　午後7時
ところ　県立二葉の里病院　大会議室
演題と講師
眼科手術の進歩と将来
－白内障手術と網膜硝子体手術について－
広島大学病院　眼科　坂　口　裕　和
主　催　県立二葉の里病院
連絡先　同上（地域医療連携室：田村）
TEL　082－262－1581

第131回尾道外科系懇話会
と　き　6月19日(木)　午後7時15分
ところ　尾道国際ホテル
一般演題　2題
特別講演
乳癌治療としてのpaclitaxelに起因する末梢神経障害性疼痛に対してミロガバリンは有効か？
福山市民病院　診療部長
安全管理室長　池　田　雅　彦
主　催　尾道外科系懇話会
連絡先　尾道市医師会　TEL　0848－25－3151
単　位　1　コード　63

東広島地区医師会学術講演会
と　き　6月19日(木)　午後7時
ところ　東広島保健医療センター　大会議室　Web配信
演題と講師
見逃していませんか？糖尿病性神経障害性疼痛
東京大学医学部附属病院　糖尿病・代謝内科
講師　五十嵐　正　樹
主　催　東広島地区医師会
連絡先　同上　TEL　082－422－3810

第60回広島股関節研究会
と　き　6月21日(土)　午後6時
ところ　広島大学　凌雲棟　ホール
演題と講師
ロボット支援技術の導入により人工股関節置換術（THA）の合併症は減少したのか？
－骨粗鬆症に対する対応も含めて－
公益財団法人日産厚生会玉川病院　股関節センター長
関節疾患研究部門長　整形外科部長　医学研究所長
松　原　正　明
主　催　広島股関節研究会
連絡先　同上（広島大学　整形外科　庄司）
TEL　082－257－5233

第75回広島新生児研究会
と　き　6月21日(土)　午後2時
ところ　広島市立広島市民病院　中央棟　講堂
演題と講師
新生児の周術期感染症－外科医の立場から考える－
独立行政法人国立病院機構　福山医療センター
小児外科　山　道　　拓
会　費　1,000円
主　催　独立行政法人国立病院機構　福山医療センター
連絡先　同上　TEL　084－922－0001

学会案内

Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます。

今号の学会案内

- 産業医のためのブラッシュアップセミナー …… 64
- Web申込可 第1回産業医研修会 …… 66
- Web申込可 第25回たばこと健康・広島フォーラム …… 67
- Web申込可 広島県医師会ITフェア …… 68
- Web申込可 労災保険研修会 …… 69
- Web申込可 広島県医師会　在宅医療同行研修 …… 70
- Web申込可 広島県医師会医療安全研修会 …… 71
- 市郡地区医師会等が主催する医療安全研修会 …… 73

産業医のためのブラッシュアップセミナー

（日本医師会認定産業医研修会）

職場の安全・健康管理、メンタルヘルス対策に関する最新情報や実践事例をテーマとして取り上げ、講義・演習を通じて学ぶ、産業医活動に役立つ実践的なセミナーです。生涯・実地研修の4単位が取得できます。

回　数	研修日時	研　修　内　容	単　位
第3回	7月6日(日) 12:30～17:20	・産業医から見る保護具着用管理のポイント（マスク） ・復職・両立支援における産業医の役割と実際	生涯・実地 4単位
第4回	8月3日(日) 12:30～17:20	・職場巡視のポイント ・産業医から見る作業手順書 ・職場のハラスメントの基礎と防止・対策	生涯・実地 4単位
第5回	9月28日(日) 12:30～17:20	・高齢化時代の安全衛生 ・産業医として働く人のうつ病と自殺予防への対応	生涯・実地 4単位
第6回	11月9日(日) 12:30～17:20	・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（局所排気装置） ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（騒音測定） ・産業医面談の実際	生涯・実地 4単位
第7回	2026年 2月1日(日) 12:30～17:20	・産業医から見る保護具着用管理のポイント（手袋） ・ストレスチェックの概要と職場環境改善の進め方	生涯・実地 4単位
第8回	3月8日(日) 12:30～17:20	・腰痛予防対策 ～腰痛予防対策指針に基づくリスクアセスメント、企業の取組事例を中心に～ ・資源に焦点を当てたコミュニケーション（解決志向アプローチ）	生涯・実地 4単位

≪研修申し込みについて≫

1. 会　場　中央労働災害防止協会　中国四国安全衛生サービスセンター
（広島市西区三篠町3-25-30）JR山陽本線・横川駅 徒歩8分

2. 参加費　16, 500円（テキスト代、消費税10%を含む）

3. 対象者　日本医師会認定産業医
※お申込み時に医籍番号、日本医師会産業医認定証番号および所属医師会名が必要です。

4. お申込　当センターホームページからオンラインでお申込みください。
https://www.jisha.or.jp/chushikoku/seminar/f7420_sangyoui_brushup.html

5. 備　考　研修会へお申し込みする前にMAMISのマイページ登録を完了ください。

6. 連絡先　中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
TEL ： 082-238-4707　E-mail：chushiko@jisha.or.jp

日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書込み相談窓口

（日医ペイハラ・ネット相談窓口）

昨今、インターネット上（Google Map等の口コミやSNS等）で悪質な書き込み被害が増加しております。

日本医師会では令和6年10月に、インターネット上での悪質な書き込みについて、医療機関へのアンケートを実施し、令和7年1月より、日本医師会ペイシェントハラスメント・ネット上の悪質な書込み相談窓口（日医ペイハラ・ネット相談窓口）を開設しました。

相談受付方法

●【会員限定メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/patienth/

●フリーダイヤル：0120-830-870（電話受付時間：平日9時～18時）

相談窓口概要

インターネット上での悪質な書き込みを含むペイシェントハラスメント全般について相談できます

費　　用

無料でご相談いただけます

広島県医師会主催
令和7年度　第1回産業医研修会

Web申込可

と　　き　令和7年7月13日㈰　午前10時～午後5時
と こ ろ　広島県医師会館　1階ホール（〒732-0057　広島市東区二葉の里3丁目2番3号）
参加人数　200名程度
※申込み多数の場合、日医認定産業医の有効期限が令和7年度内の本会会員を優先いたします。
対　　象　医師
受 講 料　広島県医師会会員……無料
広島県医師会会員以外…5,000円（当日受付にて現金でお支払いください）
申込期間　5月26日㈪～6月25日㈬必着
申込方法　以下のいずれかでお申し込みください。
①本会ウェブサイトの申込フォーム
②下記申込票をFAX（082-568-2112）で送信。
※7月初旬に受講票を発送します。

令和7年7月13日㈰

時間	研修内容・講師	単位
10：00～12：00	「女性の健康について産業医が知っておきたいこと」 広島県産婦人科医会会長　豊田　紳敬	基礎・後期または生涯・専門2単位
13：00～15：00	「健診事後措置　～基本から事例まで～」 森口産業医事務所　代表　森口　次郎	基礎・後期または生涯・専門2単位
15：00～17：00	「海外赴任者の健康管理 ～産業医が知っておくべきポイント～」 ダイハツ工業株式会社　コーポレート統括本部　安全健康推進室 統括指導産業医　垣内　紀亮	基礎・後期または生涯・専門2単位

【申込票】

7月13日㈰午前10時～午後5時　広島県医師会主催　令和7年度 第1回産業医研修会
【申込締切】6月25日㈬　必着　【申込先】広島県医師会　学術課　Fax：082-568-2112

フリガナ 申込者氏名		医籍登録番号	
医療機関名		生年月日	年　月　日
受講票送付先住所	〒　－　（医療機関・自宅）		
TEL		区分	どちらかに○をしてください 基礎　・　更新
メールアドレス		広島県医師会会員区分	会員　・　非会員
☑をしてください。 □MAMISのマイページ登録は完了しています ※MAMIS未登録の場合は登録後にお申し込み下さい			

第25回たばこと健康・広島フォーラム

日本医師会認定産業医研修会（2単位）、日本医師会生涯教育講座認定（2単位）、
日本禁煙学会認定5単位、禁煙学会サポーター指定講演会　申請中

Web申込可

広島県医師会では、1980年（昭和55年）から会内に禁煙推進委員会を設置し禁煙推進活動に取り組んでおります。その活動の一つとして、「世界禁煙デー」の時期に合わせて、禁煙推進に関心のある医師をはじめとした医療関係者を対象とし、「たばこと健康・広島フォーラム」を開催しており、今般、第25回フォーラムを次の日時で開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

と　き　**令和7年6月6日㈮　午後7時～午後9時05分**
ところ　**広島県医師会館 2階201会議室**（広島市東区二葉の里3-2-3）/Web　**※ハイブリッド開催**
内　容　**『産業医が知っておきたいタバコの話』**
株式会社　野村総合研究所　統括産業医　村田 千里 先生
定　員　**会場参加【150名程度】Web参加【200名程度】**
申込方法　**広島県医師会HP申込フォームまたはFAXによりお申し込みください。**
申込期限　**令和7年5月28日㈬必着**
単　位　日本医師会認定産業医研修会
（基礎・後期　2単位　又は　生涯・専門　2単位）**※申請中**
日本医師会生涯教育講座認定（2単位）（CC：12（地域医療））**※申請中**
日本禁煙学会認定5単位、禁煙学会サポーター指定講演会　**※申請中**
問合先　広島県医師会　地域医療課　TEL：082-568-1511

第25回たばこと健康・広島フォーラム　申込書

FAX：082-568-2112　広島県医師会　地域医療課　行

フリガナ 氏　名		男性　／　女性	生年月日（西暦　　年　　月　　日）
TEL：（　　）　　－　　／E-mail：			
医師（医籍番号：　　）／看護師／その他（　　）			
所属機関名			
参加方法	会場参加　／　Web参加 ※日医認定産業医単位を申請する場合は会場参加となります。**Webでの参加では単位取得できません。**		
日医認定産業医単位申請	申請する（　基礎　・　生涯　）・　申請しない **※MAMIS未登録の場合はマイページ登録完了後にお申込ください。** ※令和7年度より、産業医研修会の単位はMAMIS（日医会員管理システム）により、管理されます。MAMIS未登録の場合、本フォーラムで取得頂いた単位が、付与できない可能性がございます。 （参考）認定産業医の各種手続きに不可欠なMAMIS 登録完了（マイページ作成）について 日本医師会HP：https://www.sangyo-doctors.gr.jp/Notice/Details/9025		
受講票送付先住所	〒　　－		

広島県医師会　ITフェア

Web申込可

このたび、広島県医師会では、日本医師会、日本医師会 ORCA 管理機構、広島県薬剤師会の後援のもと、広島県医師会 IT フェアを開催することとなりました。
メインのシンポジウム～国が推進する「医療 DX」の現状・課題・展望～では、「医療 DX に対する日本医師会の考えと取り組み」と題し、日本医師会常任理事の長島公之先生にご講演いただくほか、「国が推進する医療 DX」と題して、厚生労働省医政局医療情報参事官室大臣官房企画官の西川宜宏氏にご講演をいただきます。
また、ブース出展では、電子処方箋における医療機関側と薬局側の実機を展示し、処方箋データ連携の実演も行います。そのほか電子カルテメーカーや精算機メーカー、デジタル医師資格証の展示など、多数予定しております。
ぜひ、ご来館をお待ちしております。

6.28土　15:00-17:00

ブース展示 13:00-18:00

会　場　**広島県医師会館 １階　ホール**
（広島市東区二葉の里３丁目２番３号）

現地参加のみ

対　象　医師、薬剤師、施設情報担当者ほか

定　員　400 名
※定員になり次第受付終了とします

シンポジウム～国が推進する「医療DX」の現状・課題・展望～

講　演①

『医療DXに対する日本医師会の考えと取り組み』

日本医師会　常任理事
長島 公之

講　演②

『国が推進する医療DX』

厚生労働省　医政局
医療情報参事官室　大臣官房企画官
西川 宜宏

講　演③

『広島県医師会の医療DXと地域医療情報連携ネットワークについて』

広島県医師会　常任理事
藤川 光一

質疑応答

日医生涯教育認定講座　CC：9　1.5単位

ブース出展

- アイ・オー・データ機器（サイバーセキュリティ対策バックアップ、オンライン資格確認端末、日医標準レセプト ORCA 搭載 PC）
- エネコム（ORCA）　• ORCA 管理機構（電子処方箋モジュール、共通算定モジュール、キャッシュレス）　• Dounts（電子カルテ）
- 全国医師厚生会（電子カルテ）　• レスコ（電子カルテ）　• アルメックス（精算機）　• アドバンスシステム（精算機）
- テクノシステム（透析通信システム）　• 医針盤（PHR）　• ドクターキューブ（受付システム）　• エクセルクリエイツ（画像ファイリング）
- 東京海上日動火災保険（団体サイバーリスク保険）　• くすりの窓口（医療 DX ツール）　• 厚生労働省（標準型電子カルテ α 版＜動画出展＞）

※上記は予定のため変更になる可能性があります

お申込み

広島県医師会 HP 参加登録フォームよりお申込みください
https://www.hiroshima.med.or.jp/forms/2025/0628_itfair/
広島県医師会

【主催】広島県医師会　【後援】日本医師会、日本医師会 ORCA 管理機構、広島県薬剤師会

令和7年（2025年）度　労災保険研修会

Web申込可

【主催】広島県医師会　【共催】広島労働局、広島県労災指定病院・診療所協会、労災保険情報センター（RIC）

と　き：令和7年7月17日㈭　午後3時～午後4時30分予定

ところ：広島県医師会館1階ホール（広島市東区二葉の里）及びWeb（Zoomウェビナー）

内　容：(1)　**労災保険制度と第三者行為災害について**
(2)　**労災診療費の算定（誤算定事例）について**
(3)　**労災医療に係る留意点について**

対　象：医師および事務担当者　受講料無料　**※1事前資料送付は行いません。**

定　員：会場250名・Web480名「先着順」※2後日一定期間配信を行います。

申込・問合先：広島県医師会保険医事課　TEL：082-568-1511　**【締切日：令和7年7月3日㈭】**

【労災保険研修会受講申込（会場参加、Web参加・配信視聴）方法について】
広島県医師会ホームページの申込みフォームから申込みください。（令和7年7月3日㈭締切）

ホームページトップ　→　医師のみなさまへ
→　研修会・講習会の参加申込ページ（研修会参加申込ページ）
若しくは　下段：お知らせの研修会・講習会

令和7年度　労災保険研修会より申込みください。
（https://www.hiroshima.med.or.jp/forms/2025/0717_rousai/）

※自動返信メールが届かない場合は、案内メールが送信できませんので必ずご連絡ください。

☆インターネット環境がない場合で、会場参加申込みを行う場合はFAX申込書（会場参加専用）を送付いたしますので、広島県医師会保険医事課（TEL082-568-1511）までご連絡ください。

※1)　【資料・Web案内】（事前資料送付は行いません：資料のみ希望者は配信視聴へ移行します）
「会場参加」　→　当日会場にて資料をお渡し致します。
「Web参加者・配信視聴」　→　**申込ホームページに掲載（各自ダウンロード）**します。（配信視聴終了まで）
Zoomウェビナー参加案内・資料掲載のお知らせは、登録されたメールアドレスに**7月11日㈮までに送信（※Gmailは一斉配信を受付拒否する場合がありますので、特に要確認）**しますので、メールが届かない場合はすみやかに広島県医師会へ確認ください。

※2)　【配信視聴について】
申込HPにて8月1日㈮～8月29日㈮まで配信予定（準備状況により変更有）です。
視聴時に申込自動返信メールのタイトルに記載している受付番号（4桁）の入力が必要となります。

広島県医師会　在宅医療同行研修

Web申込可

広島県医師会では、昨年度に続き、今年度も広島県と協力し、新たに在宅医療に取り組む医師の増加と地域の在宅医療・介護連携体制の充実を図るため、在宅医療同行研修を開催する運びとなりました。

本研修は、指導医師に同行する実践形式（OJT）にて実施いたします。

在宅医療に関心がある、在宅医療をはじめようと考えている医師の皆さまのご参加をお待ちしております。

研修期間　令和7年10月～令和8年2月頃の間で、指導医と調整した日時（1日、4時間程度）

研修場所　指導医師の所属機関および訪問先の患家

対 象 者　在宅医療に関心のある医師、在宅医療をはじめようと考えている医師

受講費用　無　料

申込方法　広島県医師会HP申込フォームもしくは二次元コードよりお申し込みください。

募集期限　**令和7年7月7日(月)**

備　　考　研修実施可能定員に対して申込者多数の場合や指導協力医のスケジュールが合わない場合など、受講いただくことができない場合がございます。
また、本研修を受講したことについては、氏名、所属等と併せて広島県へ報告することとなっておりますので、あらかじめご了承ください。

問 合 先　広島県医師会地域医療課　TEL 082-568-1511、E-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

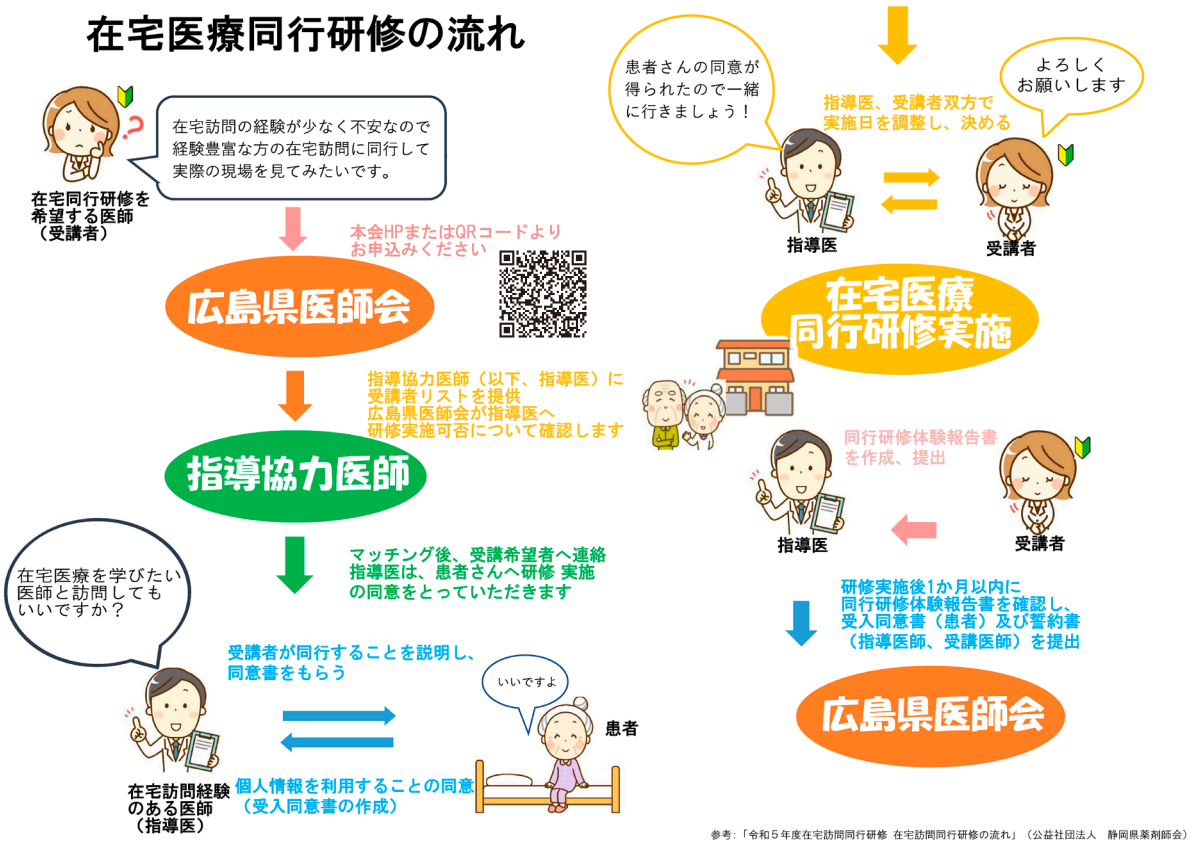

参考：「令和５年度在宅訪問同行研修 在宅訪問同行研修の流れ」（公益社団法人　静岡県薬剤師会）

令和7年度 広島県医師会医療安全研修会

～医療機関に向けられる不満の実態を知って対策‼～

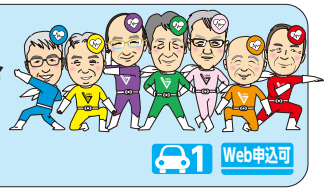

令和7年度 広島県医師会医療安全研修会も、会場とWEBのハイブリッド方式で開催いたします。

今年度は「医療機関に向けられる不満の実態を知って対策‼」をテーマとして、**広島県医療安全支援センターに寄せられる相談事例の紹介と、最近の医事紛争の傾向と損害賠償と医師賠償責任保険に係る講演**を企画いたしましたので、是非ご参加ください。

と　き　**令和7年11月17日(月)　午後7時～午後9時**

ところ　**広島県医師会館1階ホールおよびWebライブ配信**（Zoomウェビナー使用）

演題と講師

(1)　広島県医療安全支援センターに寄せられる相談事例の実態

広島県医療安全支援センター　相談員　杉村美由紀

(2)　最近の医事紛争の傾向と損害賠償と医師賠償責任保険の基礎知識

東京海上日動火災保険株式会社　中国損害サービス部
火災新種損害サービス室　担当課長　出来　敏也

医療機関と患者側の認識に差があることで医事紛争に発展するケースが少なくありません。医療従事者であれば当然のことでも、一般の患者からすれば知らないことも多くあるでしょう。広島県医療安全支援センターに寄せられる相談事例の実態を知っていただき、患者が医療機関に不満を抱くポイントを確認して日々の業務の改善に繋げていただければ幸いです。

また、医事紛争の最近の傾向を知っていただくとともに、実際に医事紛争が発生した場合に事案解決に向けた初期対応のポイントについて触れていきます。更に、医事紛争においてはどのような時に損害賠償責任が生じるのか、過失や損害をどのように捉えるのか、損害賠償額はどのように計算するのかなど、医師賠償責任保険の対応実務について具体的な事例を交えながら解説いたします。

医事紛争を発生させない準備と発生後の対応を学習していただき、より良い患者との関係を築いていただければ幸いです。

(3)　情報提供（各種保険について）

(4)　質疑応答

主　催　一般社団法人 広島県医師会

対　象　医師、看護師、医療従事者など

定　員　会場参加：250名（※先着順：定員になり次第締切）、Zoom：500名

単　位　・専門医共通講習：医療安全（必修A）：1単位申請中　→現地参加のみ単位取得可能
・日本医師会生涯教育：CC7　医療の質と安全：1.0単位申請中
→現地参加、Web参加のどちらでも単位取得可能

申　込　広島県医師会HP

問合せ先　広島県医師会　保険医事課（TEL：082-568-1511）

広島県医師会　保険医事課　行　　**締切日：令和7年10月24日㈮**
（FAX：082-568-2112/E-mail：ijihosei@hiroshima.med.or.jp）

Web申込可 令和7年度 広島県医師会 医療安全研修会（11/17㈪）参加申込書

参加方法	※ご希望の参加方法に✔をご記入ください。 □会場参加（広島県医師会館）　□Web参加（ライブ配信）	
医療機関名		
医療機関住所	〒	
連絡先電話番号		
E-mailアドレス		
受講者	氏名	職種
		□医師　・　□看護師 □その他（　　）
講師への質問	□ 杉村講師　□ 出来講師　□ その他	
	※日頃お困りのこと等、質問をお寄せください。当日の質疑応答の時間に講師より可能な限り回答いたします。	

※資料等のご案内をメールでお送りいたしますので、参加方法に関係なく必ずメールアドレスを記入してください。
※会場参加をご希望の場合、定員になり次第、Web参加への変更をお願いします。
※事情によりWebのみの開催とする場合がございます。会場参加希望の方で、Web配信を希望される方はE-mailアドレスを必ず記載してください。記載無しの場合、Web配信希望無しとして対応いたします。

地球温暖化防止対策（クールビズ）の実施について

本年も地球温暖化防止に向けて、冷房設定温度を上げ、クールビズ（常識的な判断による夏の軽装）を実践いたしますので、趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

・実施期間　令和7年5月1日㈭から10月31日㈮まで
・本会役員及び職員も軽装とさせていただきます

新企画 市郡地区医師会等が主催する医療安全研修会

広島県医師会では、平成26年度より市郡地区医師会が開催する医療安全研修会に対し、研修一覧を提供して講師に係る費用を補助する制度を創設し、広島県内の医療安全機運の向上を目指しています。研修会のWeb開催が主流となった現在において、より多くの会員に医療安全研修の機会を確保するため、令和7年度より他地区からの研修希望者の受け入れを条件といたしました。

無床診療所においては、医療法で定められている医療安全に係る従業員研修にもご利用いただけますので、医師だけでなく医療従事者の方も、気になる研修がある場合は、ぜひ、主催する市郡地区医師会に申し込んでください。

日　程		開催方法	研　修　内　容		全体定員（他地区定員）	主催医師会問合先	Web申込
令和7年	7/1(火) 19：00	Web	演題	報告文化を育てよう！ ～インシデント報告の重要性～	100名（30名）	福山市 084-922-0243	
			講師	東京海上日動メディカルサービス㈱ 主任研究員　本山　和子			
	7/31(木) 19：00	Web 現地	演題	医療サービス職のためのトラブルを回避する伝え方	50名（20名）	府中地区 0847-45-3505	
			講師	オフィス　アランチャ㈱ 代表取締役　山本　淳子			
	10/16(木) 19：00	現地	演題	ロールプレイ ～クレーム対応を実践的に学ぶ!!～	40名（5名）	呉市医師会 0823-22-2326	
			講師	SOMPOリスクマネジメント㈱ 上級コンサルタント　北本　涉			
	12/4(木) 19：00	Web 現地	演題	物価上昇リスクに備える医業経営	50名（20名）	府中地区 0847-45-3505	
			講師	AIXコンサルティング㈱ 代表取締役　小原　崇禎			

◯他地区からはWeb参加を原則とします。

◯開催地区の事情により、他地区からの受入可能人数はそれぞれです。気になる研修会がある場合は、早めの申し込みをしてください。

医療安全研修ってしなきゃいけないの??

全ての医療機関には4つの安全管理体制※の確保が義務づけられており、指針の策定等が必要です。医療機関として、安全管理体制をしっかり整備しましょう‼

【根拠法令：医療法第6条の12（管理者が講ずべき措置）】

病院等（病院、診療所又は助産所）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院等における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

※詳細は次ページ参照

（参考）

項　　目	指針の策定	体制の確保等	従業員研修	そ の 他
安全管理体制	医療安全指針の策定	医療安全委員会の設置（※2）	年2回程度実施する他、必要に応じて実施（※3）	インシデント（ヒヤリ・ハット）報告、事故報告等（※4）
院内感染対策（※1）	院内感染対策指針の策定	院内感染対策委員会の設置（※2）	年2回程度実施する他、必要に応じて実施（※3）	感染症の発生状況の報告、院内感染マニュアルの整備
医薬品安全管理	医薬品業務手順書の作成	医薬品安全管理責任者の配置	必要に応じて実施（※5）	医薬品安全使用のための情報収集等
医療機器安全管理	医療機器保守点検計画の作成	医療機器安全管理責任者の配置	新機器導入時ほか必要に応じて実施（※5）	医療機器安全使用のための情報収集等

※1　医療安全管理と一体的に実施可。
※2　無床診療所においてはその委員会の設置は任意。
※3　無床診療所においては院外研修での代用も可。
※4　死亡・死産の場合は、必ず管理者（院長）に報告する。
※5　医薬品安全管理、医療機器安全管理、医療ガス安全管理に係る研修は、他の研修と併せて実施してもよい。

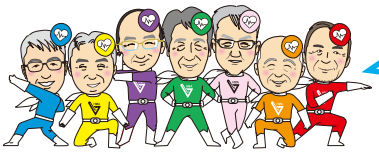

医療安全への対応は、どんどん進化しています。
昔の情報だけでは、No!!
最新情報を常にキャッチし、患者が安心して通える医療機関を作りましょう!!
医師だけでなく医療機関スタッフにも声をかけて、
ぜひ、知識のアップデートをしてください。

日本医師会ORCA管理機構
医療現場のICT化を推進するORCAプロジェクトは新たなステージへ

ORCAプロジェクトは発足から20年以上が経過し、医療現場の「安心」と「安全」を考えた、次世代医事会計サービス　**WebORCAクラウド版**をリリースし、画面や操作感はそのままに快適な動作スピードを実現、在宅医療や往診など、診療スタイルの変化、モバイルデバイスの充実など、取り巻く環境の変化に一早く対応しています。

詳しくは下記ORCA管理機構のホームページをご確認ください。

WebORCA

ORCA公式ホームページ　WebORCAクラウド版
http://www.orca.med.or.jp/

編　集　室

大竹市の紹介（ともに70周年）

昨年から新しく広報委員となりました津村清です。大竹市に幼稚園の頃に転居してから50年以上になります。大竹市の眼科医院を父から引き継ぎ24年になります。現在は大竹市医師会の広報関係の理事の仕事をしています。今回はこの機会を借りまして大竹市と本年設立70周年を迎える大竹市医師会の紹介をさせていただきたいと思います。

大竹市医師会は昭和30年5月20日に荒田敏昌先生が初代医師会長に就任され設立されました。今年が設立70周年になります。それに伴い本年大竹市医師会設立70周年記念行事を開催する予定です。昨年は坪井和彦先生が第9代会長に就任されました（第6代会長は坪井信治先生で、親子で会長職を担っておられます）。また、同世代の真鍋憲幸先生（産業保健担当）、嶋田博光先生（乳幼児健診・警察担当）が新たに副会長に就任され、同時に大竹市に生まれ育たれた嘉屋祥昭氏を新たに事務長に迎え昨年は大竹市医師会にとって飛躍の年となりました。若い世代の幹部が誕生し理事会でも活発な意見が交わされています。大竹市医師会にはかかりつけ医機能強化、医師会組織強化による地域医療の確保、新興感染症や大規模災害への危機管理などの課題が山積しています。坪井会長は多職種連携における医師の役割を重要視されていて、今後の患者さんの高齢化や慢性的な人材不足、支える側の高齢化対応をしていくよう努められています。警察、消防、行政、介護職の方や広島西医療センターの先生方とは連絡会議や研修会を開催し、積極的に信頼関係を築いておられます。また、毎年10月にはおおたけ健康・福祉まつりで大竹市民の方に健康講演会や無料血糖測定会を行っています。最後に本年の2月2日に令和6年度圏域地対協研修会を広島県医師会館にて佐伯地区医師会と共同幹事で開催しました。ご協力ありがとうございました。

大竹市は広島県の最西端にあり人口2万5千人で岩国市や和木町に接し緊密な医療圏を築いています。昨年は市制施行70周年で記念式典が開催されました。産業は石油コンビナート（工場の夜景がきれいです）や和紙が有名です。3月の小瀬川での雛流しや10月の大竹まつり（奴行列が有名です）や和紙作り、手描きこいのぼりがよくテレビでも話題になっています。阿多田島（釣り客が多く訪れます）では特産のレモンを搾ったえさで育ったハマチが特産品となっています。

また、ふるさと納税では広島西医療センターでのPET-CTやレモンハマチ、弥栄饅頭、大竹市の化学工場のゴルフボールやバトミントン・テニスラケットなど郷土色あふれた返礼品が並んでいます。観光ではロッククライミングで有名な3つの峰をもった三倉岳、小瀬川の上流にある蛇喰磐（県の天然記念物で水流による浸食を受けまるで大きな蛇が食べたような穴が川底にみられます。急流のため時々水難事故が起こります）や福島正則が築いた亀居城跡の公園などがあります（大竹市のHPより）。

最近では2年前にオープンした下瀬美術館が昨年ベルサイユ賞に選出され話題となりました。カラフルな立法体の可動展示室が象徴的です。レストランやヴィラが併設されており料理も絶品です。時間がありましたら大竹に観光に食事にお越しください。

（津村　清）

広島県医師会速報　2025年（令和7年）5月25日
●発行所／一般社団法人　広島県医師会　〒732-0057　広島市東区二葉の里三丁目2番3号　TEL：082-568-1511 FAX：082-568-2112
広島県医師会HP　https://www.hiroshima.med.or.jp/　E-mail：kouhou@hiroshima.med.or.jp
●編集者／広島県医師会長　松　村　　誠
（広報委員）豊田　紳敬、上野　宏泰、宇高　　毅、加藤　　誓、金沢　郁夫、河村りゅう、住居晃太郎、
隅田ますみ、津村　　清、中元　宏史、光野　雄三、岩崎　泰政、土谷　治子、正岡　良之
●印刷所／レタープレス株式会社　〒739-1752　広島市安佐北区上深川町809番地の5　TEL：082-844-7500　FAX：082-844-7800